



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	1
規則	神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則	消防局総務課	2
規則	神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則を廃止する規則	福祉局介護保険課	4
規則	神戸市火災予防規則の一部を改正する規則	消防局査察課	5
規則	神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局住宅管理課	6
規則	神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部管理課	12
規則	神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	こども家庭局幼保振興課	14
規則	神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	16
規則	神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	19
規則	神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	31
規則	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則及び旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課	33
規則	神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	こども家庭局幼保振興課	38
規則	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	39
規則	神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	41
規則	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市公印規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	75
規則	神戸市会計規則等の一部を改正する規則	会計室会計課	102
告示	令和5年第1回定例市会で議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算等	行財政局財務課	128
告示	大型ごみ処理手数料に係る収納委託の告示	環境局業務課	198
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	199
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	201
告示	指定代理納付受託者の指定	企画調整局デジタル戦略部	204

種類	件名	所管部署	ページ
告示	犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料徴収事務の委託	健康局環境衛生課	205
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	206
告示	胃がん検診料の収納事務の委託	健康局健康企画課	208
告示	子宮頸がん検診料の収納事務の委託	健康局健康企画課	209
告示	肺がん検診料の収納事務の委託	健康局健康企画課	210
告示	乳がん検診料の収納事務の委託	健康局健康企画課	211
告示	大腸がん検診料の収納事務の委託	健康局健康企画課	212
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	213
告示	有料公園施設における使用料の徴収業務の委託(深江浜公園ほか)	建設局公園部管理課	216
告示	苔谷公園における有料公園施設における使用料の徴収業務の委託	建設局公園部管理課	217
告示	神戸総合運動公園サブ球場の使用料の徴収業務の委託	建設局公園部管理課	218
告示	海浜公園における有料公園施設の使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	219
告示	神戸市立あづま幼稚園における園庭使用料の収納事務の委託	教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課	220
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 高丸陸26号線ほか)	建設局道路管理課	221
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	222
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(鳴子1丁目14番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	223
公告	建築基準法第86条の5第4項の規定による取消し	建築住宅局建築指導部建築安全課	224
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(小東山複合商業施設)	経済観光局経済政策課	225
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(テックランド神戸和田岬店・ニトリ神戸和田岬店)	経済観光局経済政策課	227
選挙管理委員会	当選人の告示	選挙管理委員会事務局	229

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第66号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和5年5月10日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第67号

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則(平成2年4月規則第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則(平成28年6月規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)	(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)
第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の	第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の

施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(39) [略]

(40)～(43) [略]

施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(39) [略]

(40) 神戸市防災コミュニティセン
ター条例（平成2年3月条例第57
号）第1条に規定する神戸市防災
コミュニティセンター

(41)～(44) [略]

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第68号

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則を廃止する規則
神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則（昭和48年6月規則第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例（昭和48年4月条例第9号）第6条の規定により申し込んだ者に係る資金の貸付けについては、神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第69号

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則

神戸市火災予防規則(昭和37年6月規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(届出書等の添付書類)	(届出書等の添付書類)
第14条 第12条第1項第28号の届出書に添付する書類は、次に掲げる図書とする。ただし、当該消防用設備等の種類により届出先となる消防長又は消防署長が不要と認めた図書については、添付を省略することができる。 (1)、(2) [略] 2～5 [略]	第14条 <u>施行規則第33条の18の届出書</u> 及び第12条第1項第28号の届出書に添付する書類は、次に掲げる図書とする。ただし、当該消防用設備等の種類により届出先となる消防長又は消防署長が不要と認めた図書については、添付を省略することができる。 (1)、(2) [略] 2～5 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第70号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公営住宅等の変更又は交換）</p> <p>第11条 公営住宅等の入居者は、条例第14条第5号の規定により他の公営住宅等へ入居しようとするときは、その旨を記載した書面に当該事由を証する書類を添えて、住宅監理員（条例第73条第1項に規定する住宅監理員をいう。以下同じ。）を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（審議会）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（公営住宅等の変更又は交換）</p> <p>第11条 公営住宅等の入居者は、条例第14条第5号の規定により他の公営住宅等へ入居しようとするときは、その旨を記載した書面に当該事由を証する書類を添えて、住宅監理員（条例第61条第1項に規定する住宅監理員をいう。以下同じ。）を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（審議会）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p>

12 審議会の庶務は、主管局において処理する。

(敷金の徴収の猶予)

第19条 条例第18条第3項の規定により敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、同条第2項に規定する期間の末日までに、その旨を記載した書面に同条第3項に規定する事情を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第3項の規定による徴収の猶予の期間は、特別の理由があるときを除き、条例第19条の規定による許可を受けた日から1年を超えることができない。

(条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める条件)

第46条 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 条例第63条の許可を受けようとする者が条例第61条に規定する駐車を従前使用していた者である場合において、当該駐車の次に掲げるものについて、未納のものがないこと。

ア、イ [略]

ウ 条例附則第13項の規定に基づく使用料

12 審議会の庶務は、建築住宅局において処理する。

(敷金の徴収の猶予)

第19条 条例第18条第4項の規定により敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、同条第2項に規定する期間の末日までに、その旨を記載した書面に同条第4項に規定する事情を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第4項の規定による徴収の猶予の期間は、特別の理由があるときを除き、条例第19条の規定による許可を受けた日から1年を超えることができない。

(条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める条件)

第46条 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 条例第63条の許可を受けようとする者が条例第61条に規定する駐車を従前使用していた者である場合において、当該駐車の次に掲げるものについて、未納のものがないこと。

ア、イ [略]

ウ 条例附則第10項の規定に基づく使用料

エ 条例附則第16項後段の規定
 において準用する条例第71条
 第3項の規定に基づく駐車場の
 使用料相当額

オ、カ [略]

(2)、(3) [略]

(条例第64条第2項第4号に規定
 する規則で定める条件)

第47条 条例第64条第2項第4号に規
 定する規則で定める条件は、次に
 掲げる条件とする。

(1) 条例第63条の許可を受けよう
 とする者が条例第61条に規定す
 る駐車場を従前使用していた者
 である場合において、当該駐車
 場の次に掲げるものについて、
 未納のものがないこと。

ア、イ [略]

ウ 条例附則第13項の規定に基
 づく使用料

エ 条例附則第16項後段の規定
 において準用する条例第71条
 第3項の規定に基づく駐車場の
 使用料相当額

オ、カ [略]

(2)、(3) [略]

別表第1 (第2条関係)

(1) 公営住宅

名称	位置
----	----

エ 条例附則第13項後段の規定
 において準用する条例第71条
 第3項の規定に基づく駐車場の
 使用料相当額

オ、カ [略]

(2)、(3) [略]

(条例第64条第2項第4号に規定
 する規則で定める条件)

第47条 条例第64条第2項第4号に規
 定する規則で定める条件は、次に
 掲げる条件とする。

(1) 条例第63条の許可を受けよう
 とする者が条例第61条に規定す
 る駐車場を従前使用していた者
 である場合において、当該駐車
 場の次に掲げるものについて、
 未納のものがないこと。

ア、イ [略]

ウ 条例附則第10項の規定に基
 づく使用料

エ 条例附則第13項後段の規定
 において準用する条例第71条
 第3項の規定に基づく駐車場の
 使用料相当額

オ、カ [略]

(2)、(3) [略]

別表第1 (第2条関係)

(1) 公営住宅

名称	位置
----	----

[略]	[略]
神戸市営フロ ーラ六甲住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営メゾ ンまほら住宅	[略]
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

公営住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営北畑住宅、神戸市 営本山第一住宅、神戸市営 本山第三住宅、神戸市営本 山第四住宅、神戸市営北青 木住宅、神戸市営青木南住 宅、神戸市営深江北住宅、 神戸市営深江北第二住宅、 神戸市営本庄住宅、神戸市 営北青木第二住宅、神戸市 営北青木第三住宅、神戸市 営深江北第三住宅、神戸市 営青木南第二住宅、神戸市	[略]

[略]	[略]
神戸市営フロ ーラ六甲住宅	[略]
神戸市営オレ ンジカウンテ ィ・ウノ住宅	灘区都通2丁目
[略]	[略]
神戸市営メゾ ンまほら住宅	[略]
神戸市営東尻 池コート住宅	長田区東尻池町 7丁目
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

公営住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営北畑住宅、神戸市 営本山第一住宅、神戸市営 本山第三住宅、神戸市営本 山第五住宅、神戸市営本山 第四住宅、神戸市営北青木 住宅、神戸市営青木南住 宅、神戸市営深江北住宅、 神戸市営深江北第二住宅、 神戸市営本庄住宅、神戸市 営北青木第二住宅、神戸市 営北青木第三住宅、神戸市 営深江北第三住宅、神戸市	[略]

<p>営北青木第四住宅、神戸市 営本山南住宅、神戸市営シ ルバーハイツ北青木住宅、 神戸市営新本山第二住宅、 神戸市営本庄第二住宅、神 戸市営本山南第二住宅、神 戸市営青木南第三住宅、神 戸市営宮本住宅及び神戸市 営H A T神戸・脇の浜住宅 並びに神戸市営コミュニテ ィ春日野住宅及び神戸市営 H A T神戸・脇の浜・住宅</p>		<p>営青木南第二住宅、神戸市 営北青木第四住宅、神戸市 営本山南住宅、神戸市営シ ルバーハイツ北青木住宅、 神戸市営新本山第二住宅、 神戸市営本庄第二住宅、神 戸市営本山南第二住宅、神 戸市営青木南第三住宅、神 戸市営宮本住宅及び神戸市 営H A T神戸・脇の浜住宅 並びに神戸市営コミュニテ ィ春日野住宅及び神戸市営 H A T神戸・脇の浜・住宅</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>神戸市営深江南住宅、神戸 市営深江南第二住宅、神戸 市営魚崎南第二住宅、神戸 市営魚崎南第三住宅及び神 戸市営魚崎南第四住宅</p>	<p>[略]</p>	<p>神戸市営深江南住宅、神戸 市営深江南第二住宅、神戸 市営魚崎南第二住宅、神戸 市営魚崎南第三住宅及び神 戸市営魚崎南第四住宅並び に神戸市営オレンジカウ ン ティ・ウノ住宅</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>神戸市営御崎東住宅、神戸 市営本御崎住宅、神戸市営 御崎西第二住宅、神戸市営 フレール浜山住宅、神戸市 営新御崎西住宅、神戸市営 真野住宅、神戸市営東尻池 住宅、神戸市営東尻池第二</p>	<p>[略]</p>	<p>神戸市営御崎東住宅、神戸 市営本御崎住宅、神戸市営 御崎西第二住宅、神戸市営 フレール浜山住宅、神戸市 営新御崎西住宅、神戸市営 真野住宅、神戸市営東尻池 住宅、神戸市営東尻池第二</p>	<p>[略]</p>

住宅、神戸市営シルバーハイツ東尻池住宅、神戸市営真野ふれあい住宅、神戸市営フレール長田苺藻通住宅、神戸市営南須磨住宅、神戸市営古川第二住宅、神戸市営須磨外浜住宅及び神戸市営須磨小寺住宅並びに神戸市営プラージュ御崎住宅、神戸市営和田宮パル住宅、神戸市営ホンダハイム住宅、神戸市営フレール浜山住宅	[略]	住宅、神戸市営シルバーハイツ東尻池住宅、神戸市営真野ふれあい住宅、神戸市営フレール長田苺藻通住宅、神戸市営南須磨住宅、神戸市営古川第二住宅、神戸市営須磨外浜住宅及び神戸市営須磨小寺住宅並びに神戸市営プラージュ御崎住宅、神戸市営和田宮パル住宅、神戸市営ホンダハイム住宅、神戸市営フレール浜山住宅及び神戸市営東尻池コート住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第71号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設				（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設			
都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間	都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
大倉山公園	[略]	[略]	[略]	大倉山公園	[略]	[略]	[略]

ポータランド南公園	駐車場	1月1日から12月31日まで	終日				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
海浜公園	[略]	[略]	[略]	[略]	海浜公園	[略]	[略]
	テニスコート	[略]	[略]	[略]	テニスコート	[略]	[略]
	集会室	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2～4 [略]				2～4 [略]			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項第2号の表海浜公園の項の改正規定 令和5年9月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この規則による改正後の神戸市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第72号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則（昭和33年4月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設の 種類	施設の名称	施設の定員	施設の 種類	施設の名称	施設の定員
保育所	[略]	[略]	保育所	[略]	[略]
	神戸市立から と保育所	[略]		神戸市立から と保育所	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の 宮保育所	乳児45人 幼児91人
	神戸市立鈴蘭 台西町保育所	<u>乳児27人</u> <u>幼児63人</u>		[略]	[略]
	[略]	[略]		神戸市立鈴蘭 台西町保育所	<u>乳児12人</u> <u>幼児42人</u>
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第73号

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年5月規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第3（第43条関係）							
種別	市場及び区分		使用料	種別	市場及び区分		使用料
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
冷蔵庫 使用料	[略]	[略]	[略]	冷蔵庫 使用料	[略]	[略]	[略]
超低温 冷蔵庫 使用料	本場	甲種（零下 50度以上 零下40度 以下の温 度の設定 が可能で	1平方メ ートル1 月につき 7,316円				

	あって、かつ、天井高3.5m以上の冷蔵庫をいう。)				
	乙種(零下40度以下の温度の設定が可能な冷蔵庫で甲種以外のものをいう。)	1平方メートルにつき5,225円			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

様式第7号(第39条関係)中

「住所氏名」を「住所氏名」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則(令和2年3月規則第69号)	[略]	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則(令和2年3月規則第69号)	[略]
		神戸市中央卸売市場業務条例施行規則(令和2年5月規則第14号)	様式第7号

神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第74号

神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員退職手当金条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例施行規則(昭和26年1月規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第5条の4関係)		別表(第5条の4関係)	
(1) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表		(1) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表	
第4号区分	[略]	第4号区分	[略]
		第5号区分	平成9年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受け

	(5)～(7) [略]		育職給料表(4)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもののうち市長の定めるもの
第10号区分	(1)～(4) [略]	第10号区分	(1)～(4) [略]
	(5) [略]		(5) 平成9年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの
	(6) 平成9年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつ		(6) [略]
			(7) 平成9年4月以後平成19年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつ

	<p>たもの（第8号区分の項第6号及び第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>(7) 平成9年4月以後平成19年3月以前の労務職員の給与規則の労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であつたもの（第8号区分の項第7号及び第9号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p>
[略]	[略]

備考 [略]

(2) 平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	[略]
-------	-----

	<p>たもの（第8号区分の項第6号及び第9号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p> <p>(8) 平成9年4月以後平成19年3月以前の労務職員の給与規則の労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であつたもの（第8号区分の項第7号及び第9号区分の項第8号に掲げる者を除く。）</p>
[略]	[略]

備考 [略]

(2) 平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	[略]
第5号区分	平成19年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受け

第6号区分	(1)～(3) [略]
	(4)、(5) [略]
第7号区分	(1)～(4) [略]
	(5)～(7) [略]
[略]	[略]
第9号区分	(1)～(4) [略]

	ていた者でその属する職務の級が5級であつたもの
第6号区分	(1)～(3) [略]
	(4) 平成19年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
	(5)、(6) [略]
第7号区分	(1)～(4) [略]
	(5) 平成19年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの
	(6)～(8) [略]
[略]	[略]
第9号区分	(1)～(4) [略]
	(5) 平成19年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教

	(5)～(8) [略]		育職給料表(4)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもののうち市長の定めるもの
第10号区分	(1)～(4) [略]	第10号区分	(6)～(9) [略]
	(5) 平成29年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもの(第8号区分		(1)～(4) [略]
			(5) 平成19年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもの(第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの
			(6) 平成29年4月以後令和3年3月以前の給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもの(第8号区分

	の項第5号及び第 9号区分の項第5 号に掲げる者を除 く。)のうち市長の 定めるもの (6)～(8) [略]
[略]	[略]

備考 [略]

(3) 令和3年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	[略]
第6号区分	(1)～(4) [略]
	(5)、(6) [略]
第7号区分	(1)～(5) [略]

	の項第5号及び第 9号区分の項第6 号に掲げる者を除 く。)のうち市長の 定めるもの (7)～(9) [略]
[略]	[略]

備考 [略]

(3) 令和3年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	[略]
第5号区分	令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの
第6号区分	(1)～(4) [略]
	(5) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
	(6)、(7) [略]
第7号区分	(1)～(5) [略]

			(6) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(6)～(8) [略]		(7)～(9) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
第9号区分	(1)～(4) [略]	第9号区分	(1)～(4) [略]
			(5) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの
	(5)～(7) [略]		(6)～(8) [略]
第10号区分	(1)～(4) [略]	第10号区分	(1)～(4) [略]
			(5) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第9号区分の項第5号に掲げ

	<p>(5) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第8号区分の項第5号及び第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>(6)～(8) [略]</p>		<p>る者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>(6) 令和3年4月以後の給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第8号区分の項第5号及び第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの</p> <p>(7)～(9) [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規則で定める特定幹部職員)</p> <p>第5条 条例第2条第2項に規定する規則で定める職員は、管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)別表第1(第6条第3項において「管理職手当の表1」という。)の支給額欄において甲又は乙に区分される職にある者及び同規則別表第2(第6条第3項において「管理職手当の表2」という。)の職欄において地区統括官の職に区分される者とする。</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第5項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定めるものは、次の各号に掲げる者(再任用職員を除く。)とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理職手当の表1の支給額欄において乙に区分される職にある者及び管理職手当の表2の職欄において地区統括官の職に区分される</p>	<p>(規則で定める特定幹部職員)</p> <p>第5条 条例第2条第2項に規定する規則で定める職員は、管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)別表第1(第6条第3項において「管理職手当の表1」という。)の支給額欄において甲又は乙に区分される職にある者及び同規則別表第2(第6条第3項において「管理職手当の表2」という。)の職欄において地区統括官又は<u>高等専門学校長</u>の職に区分される者とする。</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第5項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定めるものは、次の各号に掲げる者(再任用職員を除く。)とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理職手当の表1の支給額欄において乙に区分される職にある者及び管理職手当の表2の職欄において地区統括官又は<u>高等専門学校</u></p>

者 管理職手当の表1の規定による管理職手当の月額又は管理職手当の表2の規定による管理職手当の支給額に100分の80を乗じて得た額

(3) [略]

別表（第7条関係）

職員	加算割合
[略]	[略]
教育職給料表(3)の職務の級2級及び1級の職員（任命権者が別に定める職員に限る。）	[略]

長の職に区分される者 管理職手当の表1の規定による管理職手当の月額又は管理職手当の表2の規定による管理職手当の支給額に100分の80を乗じて得た額

(3) [略]

別表（第7条関係）

職員	加算割合
[略]	[略]
教育職給料表(3)の職務の級2級及び1級の職員（任命権者が別に定める職員に限る。）	[略]
教育職給料表(4)の職務の級5級の職員	100分の20
教育職給料表(4)の職務の級4級の職員	100分の15 （任命権者が別に定める職員にあつては100分の20）
教育職給料表(4)の職務の級3級の職員	100分の10 （任命権者が別に定める職員にあつては100分の15）
教育職給料表(4)の職	100分の5

		務の級2級の職員（任命権者が別に定める職員に限る。）	
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例施行規則の規定は、施行の日以後に退職し、又は死亡した者の退職手当について適用し、同日前に退職し、又は死亡した者の退職手当については、なお従前の例による。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第75号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料の減免の対象者）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減免の対象者）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</p>

の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に53万5,000円を乗じて得た額を加算した金額に、12分の1を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）

(4)～(6) [略]

の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に52万円を乗じて得た額を加算した金額に、12分の1を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）

(4)～(6) [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則及び旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第76号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則及び旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則(令和2年3月規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
(この規則の失効)	(この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3、4 [略]	3、4 [略]

様式第1号、様式第2号及び様式第2号の3中

「

氏名 〔法人にあつては その名称〕		㊟	を
法人の代表者の氏名		㊟	

」

「

氏名 〔法人にあつては その名称〕		に
法人の代表者の氏名		

」

改める。

（旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（平成14年10月規則第35号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

氏名 〔法人にあつては その名称〕		㊟	法人の代表者の氏名		㊟	を
-------------------------	--	---	-----------	--	---	---

」

「

氏名 〔法人にあつては その名称〕		法人の代表者の氏名		に
-------------------------	--	-----------	--	---

」

改める。

様式第2号及び様式第4号中

「

氏 名 〔法人にあつては その名称〕	㊟
法人の代表 者の氏名	㊟

を

「

氏 名 〔法人にあつては その名称〕	
法人の代表 者の氏名	

に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）	[略]
[略]	[略]
神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）	[略]

別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）	[略]
旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（平成14年10月規則第35号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第4号
[略]	[略]
神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）	[略]
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則（令和2年3月規則第69号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第2号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第77号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月条例第35号）のうち神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）別表保育所の項の改正規定中神戸市立鈴蘭台西町保育所に係る部分の施行期日は、令和5年4月3日とする。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第78号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略] (適用期間)	1 [略] (適用期間)
2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの、令和2年度分の保険料並びに令和3年4月1日から令和5年5月31日までの間に納期限（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の	2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの、令和2年度分の保険料並びに令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の

3 第 1 項に規定する特別徴収の方法による場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の19第2号に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受ける日をいう。）が到来する令和3年度分及び令和4年度分の保険料について適用する。

3 第 1 項に規定する特別徴収の方法による場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の19第2号に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受ける日をいう。）が到来する令和3年度分及び令和4年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第79号

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員退職手当金条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例施行規則(昭和26年1月規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(第5条関係)	(第5条関係)
<p>第3条 条例第5条の<u>退職日給料月額</u>及び条例第9条の2の<u>特定減額前給料月額</u>(以下、単に「給料月額」という。)には、退職又は死亡の当日(条例第9条の2が適用される場合にあつては、<u>減額日のうち最も遅い日の前日</u>)増額されたものを含むものとする。</p> <p>2 <u>給料月額</u>は、職員が退職又は死亡の日において休職、停職、減給、そ</p>	<p>第3条 条例第5条の<u>給料月額</u>には、退職又は死亡の当日増額されたものを含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第5条の給料月額</u>は、職員が退職又は死亡の日において休職、停</p>

の他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(第9条関係)

第4条の3 条例第9条第1項及び第2項に規定する「規則で定めるもの」とは、在職中忠実に勤務し、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。

2 条例第9条第2項に規定する「休職期間の満了により退職」とは、次の各号に掲げる退職をいう。

(1) 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職

(2) 職員の分限及び懲戒に関する条例第4条第1項に規定する休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職(同条例別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日まで休養してもなお職務に堪えないと認められる場合の退職に限る。)

職、減給、その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(第9条関係)

第4条の3 条例第9条第1項に規定するこれらに準ずる事由により退職した者であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 任期ある者で任期満了により退職するもの

(2) 勸奨を受けて退職する者であつて在職中の功績が顕著であるもの

(3) 人事刷新のため退職する者

2 前項第3号を適用する場合の基準は、任命権者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 条例第9条第1項に規定する「これに準ずるものとして規則で定めるもの」とは、その死亡の日に退職したものと仮定した場合において第1項第1号に該当することとなる者又はその死亡の日の年齢が、任命権者が市長の承認を得て定める年齢に達している者をいう。

4 条例第9条第1項及び第3項に規

定する「者であつて規則で定めるもの」とは、在職中忠実に勤務し、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。

5 第1項第1号及び第2号の規定により退職する者（第3項に規定するその死亡の日に退職したものと仮定した場合において第1項第1号に該当することとなる者を含む。）についての前項の認定は、市長が行う。

6 条例第9条第3項に規定する「休職期間の満了により退職」とは、次の各号に掲げる退職をいう。

(1) 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職

(2) 職員の分限及び懲戒に関する条例第4条第1項に規定する休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職（同条例別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日まで休養してもなお職務に堪えないと認められる場合の退職に限る。）

（基礎在職期間）

第4条の4 条例第9条の2第2項第3号に規定する規則で定める在職期

間とは、特定法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に規定する特定法人をいう。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の業務に従事していた期間をいう。

（再採用者の調整要件）

第4条の5 条例第9条の5第2項、

第9条の6第2項及び第10条第5項に規定する「規則で定める場合」とは、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前に条例に基づき支給された退職手当の算定の基礎となつた在職期間の末日における職員としての身分と、この退職における職員としての引き続いた在職期間の末日における職員としての身分が、次の各号における同一の号に該当する場合とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号により

採用された職員

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項により採用された職員

(4) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律第3条第2項により採用された職員

(5) 地方公務員法第22条の3第1項により採用された職員

(6) 条例第2条第3項の規定により職員とみなす地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員

(7) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員（条例第2条第1項第1号の者を除く）

(8) 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち常勤の者（第1号から第5号までの者、条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する者及び同条第2項及び第3項の規定により職員とみなす者を除く）

（退職手当の調整額の算定対象から除外する期間及び休職月等）

第5条 条例第10条第1項及び第5項第1号ア及びイに規定する規則で定

（退職手当の調整額の算定対象から除外する期間及び休職月等）

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号

める休職月等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第5条の2 退職し、又は死亡した者の基礎在職期間に条例第9条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第10条第1項並びに第5条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において、本市の職員として在職していたものとみなす。

第5条の3 [略]

に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

(基礎在職期間)

第5条の2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める在職期間とは、特定法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に規定する特定法人をいう。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の業務に従事していた期間をいう。

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第5条の3 退職し、又は死亡した者の基礎在職期間に条例第10条第2項第2号及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第10条第1項並びに第5条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において、本市の職員として在職していたものとみなす。

第5条の4 [略]

(調整月額に順位を付す方法等)

第5条の4 前条（第5条の2の規定により同条に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職し、又は死亡した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 [略]

(再採用者の調整額)

第5条の5 条例第10条第5項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる調整月額を通算し、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 当該職員の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、条例の規定により現に支給を受けた退職手当の調整額（以下「過去の調整額」という。）の算定の基礎となる在職期間の各月ごとの調整月額に、次のア及びイに

(調整月額に順位を付す方法等)

第5条の5 前条（第5条の3の規定により同条に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職し、又は死亡した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 [略]

掲げる規定を適用したもの（条例に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあっては、それぞれに次のア及びイに掲げる規定を適用する）

ア 過去の調整額の算出において

条例第10条第4項第1号イ及び第2号の規定が適用されている場合は、当該過去の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月の調整月額に2分の1を乗じる

イ 過去の調整額の算出において

条例第10条第4項第1号アの規定が適用されている場合は、当該過去の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月の調整月額に0を乗じる

(2) この退職における条例第10条第

5項を適用しないこととした場合の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月ごとの調整月額に、次のア及びイに掲げる規定を適用したもの

ア 当該調整額の算出において条

例第10条第4項第1号イ及び第2号の規定が適用される場合は、当該調整額の算定の基礎と

なる基礎在職期間の各月の調整
月額に2分の1を乗じる

イ 当該調整額の算出において条
例第10条第4項第1号アの規定
が適用される場合は、当該調整
額の算定の基礎となる基礎在職
期間の各月の調整月額に0を乗
じる

(定年前に退職する意思を有する職
員の募集等における募集実施要項)

第5条の6 条例第10条の3第2項第
10号の規則で定める事項は、次の各
号に掲げるものとする。

(1) 条例第10条の3第9項各号に掲
げる職員が応募をすることはでき
ない旨

(2) 条例第10条の3第11項の規定に
より認定をしない旨の決定をする
場合がある旨

(3) 認定を行つた後遅滞なく、退職
すべき期間のいずれかの日から退
職すべき期日を定め、条例第10条
の3第13項の規定による通知（以
下「第13項通知」という。）を行う
こととなる旨（募集実施要項に退
職すべき期間を記載した場合に限
る。）

(4) 条例第10条の3第5項の規定に

より募集の期間を延長する場合があるときは、その旨

(5) 条例第10条の3第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第5条の7 条例第10条の3第9項及び第11項から第15項の規定による応募及び通知その他手続きにおける様式は、任命権者が別に定めるところによる。

(失業者の退職手当)

第8条 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込

(失業者の退職手当)

第8条 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込

みをしていないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第8条第4項において読み替えられた同条第3項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の

みをしていないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第8条第4項において読み替えられた同条第3項に規定する支給期間」とする。

5～7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の

各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

9～13 [略]

附 則

1～10 [略]

11 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用

各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

9～13 [略]

附 則

1～10 [略]

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用

保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは 「イ 雇用保険法第22条
ウ 特定退職者であつ

第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者である規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導に照らして再就職を促進するために導を行うことが適当であると認めた必要な職業安定法第4条第4項に規
もの（アに掲げる者を除く。）

保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは 「イ 雇用保険法第22条
ウ 特定退職者であつ

第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者である規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導に照らして再就職を促進するために導を行うことが適当であると認めた必要な職業安定法第4条第4項に規
もの（アに掲げる者を除く。）

定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 労務職員の給与等に関する規則（昭和31年7月規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>次の各号に掲げる者の給料月額に</u>	
<u>ついて、前2項の規定による場合に</u>	
<u>おいて、部内の他の職員との均衡を</u>	
<u>著しく失すると認められるときは、</u>	
<u>これらの規定にかかわらず、任命権</u>	
<u>者が定めるところによりその者の給</u>	
<u>料月額を決定することができる。</u>	
<u>(1) 本市職員を離職した者を対象と</u>	
<u>して人事委員会が実施する選考に</u>	
<u>より採用された者</u>	
<u>(2) 任命権者が前号に掲げる者に準</u>	

ずると認めるもの

4、5 [略]

6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、第3条第2項の規定にかかわらず、1級から3級までの級に限る。

7～9 [略]

（短時間勤務職員の給料等）

第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年

3、4 [略]

5 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

6～8 [略]

（短時間勤務職員の給料等）

第5条 法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第5項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間（短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の

前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間（短時間勤務職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第4条第12項に規定する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 任期付短時間勤務職員の給料月額
は、前条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 [略]

4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料は、別段の定めがあるもののほか、給与条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬（給与条例第

任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 任期付短時間勤務職員の給料月額
は、前条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 [略]

4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料は、別段の定めがあるもののほか、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」と

20条の2第1項に規定する基本報酬をいう。)の例による。

附 則

1、2 [略]

3 当分の間、労務職員の給料月額については、給与条例附則第12項及び附則第13項の規定を準用する。

4 前項に定めるもののほか、前項の規定による給料月額その他前項の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

5 附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号。以下「分限条例」という。）第2条の2の規定の適用については、当分の間、分限条例第2条の2中「とする」とあるのは「並びに労務職員の給与等に関する規則（昭和31年7月規則第40号）附則第3項の規定による降給とする」とする。

6 分限条例第3条の2第4項の規定は、附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、給与条例の適用を受ける者

いう。)の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬（給与条例第20条の2第1項に規定する基本報酬をいう。)の例による。

附 則

1、2 [略]

<p><u>の例により、同項の規定の適用によ</u> <u>り給料月額が異動することとなつた</u> <u>旨の通知を行うものとする。</u></p>	
---	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2 労務職給料表（第3条関係）							別表第2 労務職給料表（第3条関係）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	再任用職員以 外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	再任用職員		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600							

(退職し又は死亡した職員の給与の支給の特例に関する規則の一部改正)

第3条 退職し又は死亡した職員の給与の支給の特例に関する規則(昭和35年4月規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第6条第2項ただし書に規定する別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号) <u>第9条第1項又は第2項</u>に掲げる事由に該当して退職した職員であつて、当該給料の計算期間内において、再び本市から給料又はこれに相当する給与を受けることとなつたもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第6条第2項ただし書に規定する別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号) <u>第9条第1項又は第3項</u>に掲げる事由に該当して退職した職員であつて、当該給料の計算期間内において、再び本市から給料又はこれに相当する給与を受けることとなつたもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第7条 条例第2条第5項（条例第3条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定するこれと同等であると考慮しうるものとして規則で定めるもの並びに同号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として規則で定めるものは、別表に掲げる職員（<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>を含む。）とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第5項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち、</p>	<p style="text-align: center;">（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第7条 条例第2条第5項（条例第3条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定するこれと同等であると考慮しうるものとして規則で定めるもの並びに同号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として規則で定めるものは、別表に掲げる職員（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>を含む。）とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第5項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち、</p>

<p>規則で定めるものは、次の各号に掲げる者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>規則で定めるものは、次の各号に掲げる者（<u>再任用職員</u>を除く。）とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
---	---

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第5条 神戸市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第5号ア（イ）<u>の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア（イ）<u>の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

（職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第6条 神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定に基づき割り振る勤務時間及びその場合の休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(勤務時間が休憩時間を除き1週間について31時間である者に限る。) 別表第2</p> <p>(3) 条例第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(前号に掲げる職員を除く。)及び任期付短時間勤務職員 別表第3</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定に基づき割り振る勤務時間及びその場合の休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>(勤務時間が休憩時間を除き1週間について31時間である者に限る。) 別表第2</p> <p>(3) 条例第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>(前号に掲げる職員を除く。)及び任期付短時間勤務職員 別表第3</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>

対象職員	勤務時 間の区 分	勤務時 間	休憩時 間
[略]		[略]	[略]
3 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

対象職員	勤務時 間の区 分	勤務時 間	休憩時 間
[略]		[略]	[略]
3 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

対象職員	勤務時 間の区 分	勤務時 間	休憩時 間
[略]		[略]	[略]
4 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

対象職員	勤務時 間の区 分	勤務時 間	休憩時 間
[略]		[略]	[略]
4 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3 (第2条関係)

対象職員	勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
3 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第5 (第2条関係)

対象職員	標準時間 の区分	標準時間	休憩時間
[略]		[略]	[略]
3 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第3 (第2条関係)

対象職員	勤務時間 の区分	勤務時間	休憩時間
[略]	[略]	[略]	[略]
4 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に 勤務する港 湾局職員	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第5 (第2条関係)

対象職員	標準時間 の区分	標準時間	休憩時間
[略]		[略]	[略]
4 神戸市中 央区港島3 丁目、港島 4丁目又は 港島中町4 丁目に所在 する公署に	[略]	[略]	[略]

勤務する港 湾局職員				勤務する港 湾局職員			
備考 [略]				備考 [略]			

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年3月規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。
(1) 管理職手当の支給に関する規則 (昭和37年7月人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。)別表第1に規定する職のうち支給額が丙であるもの 消防職員手当(条例第36条第1項第3号及び第5号に掲げるものに限る。)	(1) 管理職手当の支給に関する規則 (昭和37年7月人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。)別表第1に規定する職のうち支給額が丙であるもの <u>災害待機手当及び消防職員手当</u> (条例第36条第1項第3号及び第5号に掲げる

<p>(2) [略]</p> <p>(3) 管理職手当規則別表第1に規定する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの <u>感染症予防業務手当(条例附則第3項の規定によるものに限る。)</u>及び海外派遣手当</p>	<p>ものに限る。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 管理職手当規則別表第1に規定する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの <u>感染症予防業務手当(条例附則第3項の規定によるものに限る。)</u></p>
---	--

(職員共助組合条例施行規則の一部改正)

第8条 神戸市職員共助組合条例施行規則(平成21年11月規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第3条 条例第2条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)第2条第1項及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第3条 条例第2条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)第2条第1項の規定により派遣された職員</p>

<p><u>律第50号）第10条第1項の規定により派遣された職員</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 副市長、<u>教育長</u>、識見を有する者のうちから選任された監査委員及び地方公営企業の管理者</p> <p>(6) <u>本市へ将来帰任することを前提に任命権者の命により国等に採用されるため市を退職した職員</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として組合長の承認したもの</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、<u>共助組合の組合員から除くものとする。ただし、組合長が特に承認した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定に基づき採用された者</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 副市長、識見を有する者のうちから選任された監査委員及び地方公営企業の管理者</p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として組合長の承認した者</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、共助組合の組合員から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>の規定に基づき採用された者</p> <p>(5) [略]</p>
--	---

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成31年3月規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(償還義務を課さない特別職地方公務員等の離職)</p> <p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法<u>第81条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)、(5) [略]</p>	<p>(償還義務を課さない特別職地方公務員等の離職)</p> <p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法<u>第81条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)、(5) [略]</p>

(労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第10条 労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年3月規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
(号給及び給料月額の切替えに伴う経過措置)	(号給及び給料月額の切替えに伴う経過措置)
第3条 [略]	第3条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
<u>4 前3項の規定は、労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)附則第3項の適用を受ける職員には適用しない。</u>	
(退職手当に関する経過措置)	(退職手当に関する経過措置)
第5条 施行日の前日において労務職給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合であつて、 <u>神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)第1条の規</u>	第5条 施行日の前日において労務職給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、 <u>その者が施行日の前日に受けていた給料月額が、退職又は死亡の日の給料月額よりも多いときは、附則</u>

定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第2条に規定する定年退職日までに退職する場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、その者が施行日の前日に受けていた給料月額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条

の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）に神戸市退職手当金条例の規定により退職したものとした場合に前項の適用を受ける職員にあっては、特定日における給料月額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、その者が施行日の前日に受けていた給料月額をもって、神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額とする。

第2条から前条までの規定にかかわらず、その多い額をもって、その者の退職手当の基礎となる給料月額として、神戸市退職手当金条例を適用する。

（職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第11条 神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等

の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1、2 [略]	1、2 [略]
（経過措置）	（経過措置）
3 第3条による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項の規定による加算割合が、この規則による改正前の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則第7条第2項の規定による加算割合（以下「旧割合」という。）を下回る職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）附則第12項の適用を受ける職員、労務職員の給与等に関する規則（昭和31年7月規則第40</u>	3 第3条による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項の規定による加算割合が、この規則による改正前の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則第7条第2項の規定による加算割合（以下「旧割合」という。）を下回る職員（ <u>再任用職員、令和2年12月1日以後に降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）した職員及び給料表の適用を異にして異動した職員を除く。</u>

<p>号) 附則第3項の適用を受ける職員、令和2年12月1日以後に降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)した職員及び給料表の適用を異にして異動した職員を除く。)に係る加算割合は、改正後の規則第7条第2項の規定にかかわらず、旧割合とする。</p>	<p>に係る加算割合は、改正後の規則第7条第2項の規定にかかわらず、旧割合とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用労務職員に関する経過措置)

第2条 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号。以下「令和4年定年改正条例」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された労務職員の給料月額については、令和4年定年改正条例附則第13条の規定を準用する。

(暫定再任用短時間勤務労務職員に関する経過措置)

第3条 令和4年定年改正条例附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された労務職員の給料月額については、令和4年定年改正条例附則第14条第1項の規定を準用する。

(改正後の職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第4条 令和4年定年改正条例附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)及び同条例附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第4条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関

する条例施行規則第7条第1項及び第3項並びに第11条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月規則第48号）附則第3項の規定を適用する。

（新職員共助組合条例施行規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第5条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の神戸市職員共助組合条例施行規則の規定を適用する。

（施行細則の委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第80号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市公印規則の一部を改正する規則

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 局室区長に対する委任	第4章 局室区長に対する委任(第48条―第55条)
<u>第1節 区長に対する委任(第48条―第54条)</u>	
<u>第2節 局室長に対する委任(第54条の2―第54条の5)</u>	
<u>第3節 補則(第55条・第55条の</u>	

2)

第5章 [略]

第6章 事業所長等に対する委任

第1節 第1類事業所長に対する
委任（第71条—第71条の
5）

第2節 第2類事業所長に対する
委任（第72条—第72条の
5）

第3節 補則（第73条・第74条）

第7章 水道事業管理者に対する委
任（第75条・第76条）

第8章 交通事業管理者に対する委
任（第77条・第78条）

第9章 水道事業管理者、交通事業
管理者及び教育長に対する
委任（第79条）

附則

第4章 局室区長に対する委任
第1節 区長に対する委任

第48条 [略]

（その他の事務の区長に対する委
任）

第54条 前各条に定めるもののほか、
地方自治法第153条第1項の規定に
基づき、次に掲げる事務は、区長に委
任する。ただし、別に定めるものを除

第5章 [略]

第6章 水道事業管理者に対する委
任（第71条・第72条）

第7章 交通事業管理者に対する委
任（第73条・第74条）

第8章 水道事業管理者、交通事業
管理者及び教育長に対する
委任（第75条）

附則

第4章 局室区長に対する委任

第48条 [略]

（その他の事務の区長に対する委
任）

第54条 前各条に定めるもののほか、
地方自治法第153条第1項の規定に
基づき、次に掲げる事務は、区長に委
任する。ただし、別に定めるものを除

く。

(1)～(26) [略]

(27) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可及び同条第9項の規定による許可の取消しに関すること。

(28) [略]

第2節 局室長に対する委任

(局室長に対する事務の委任)

第54条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可及び同条第9項の規定による許可の取消しに関すること。

(2) [略]

(3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第10条第2項の規定による原状回復等の指示に関すること。

(4) 都市公園法第27条の規定による監督処分に関すること（都市公園法の規定による許可又は認定に係

く。

(1)～(26) [略]

(27) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可に関すること。

(28) [略]

(局室長に対する事務の委任)

第54条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可に関すること。

(2) [略]

るものを除く。)。

(5) 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号。以下第7号までにおいて「条例」という。）第7条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限に関すること。

(6) 条例第18条の規定による報告の徴収、調査又は検査に関すること。

(7) 条例第22条の規定による届出に関すること。

2 局室長は、前項の規定により委任された事務を、神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）第17条及び第18条に定める公有財産の管理に関する事務の規定に従い、それぞれ受任する。

（行財政局長に対する事務の委任）

第54条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定による営利企業への従事等の制限の許可に関する事務は、行財政局長に委任する。

（建設局長に対する事務の委任）

第54条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）

第46条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(2) 道路法第46条第1項の規定に係るものに対する、道路法第71条第1項（道路法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(3) 道路法第95条の2第1項（道路法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第80条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るもの限り、かつ、第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(5) 道路交通法第110条の2第3項の規定による公安委員会との協議

に關すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(6) 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条及び第12条の規定による自転車等の放置等に対する措置に關すること。

(7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定による公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設の工事又は維持の承認に關すること（下水道本管に關するものに限る。）。

(8) 下水道法第24条の規定による行為の許可に關すること。

(9) 前2号の承認又は許可に係る下水道法第33条の規定による条件の付与に關すること。

(10) 第7号の承認又は第8号の許可に係る下水道法第38条の規定による監督処分に關すること。

(11) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第16条に規定する軽微な

行為に係る神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）第20条第2項の規定による届出に関すること。

(12) 神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）第8条第2項の規定による公共下水道臨時使用届に関すること。

(13) 神戸市下水道条例施行規則第21条第4項の規定による公共下水道（都市下水路）物件設置完成検査済証の交付に関すること。

（港湾局長に対する事務の委任）

第54条の5 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、港湾局長に委任する。

(1) 神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号。以下第6号までにおいて「条例」という。）第3条に規定する港湾施設の使用の許可に関すること。

(2) 条例第9条第2項の規定による使用の許可に関すること。

(3) 条例第19条第2項の規定による行為の許可に関すること。

(4) 条例第28条の2第2項の規定による緑地の使用制限の許可に関すること。

(5) 条例第34条の規定による大型船舶のけい離作業等の許可に関すること。

(6) 第1号から前号までの許可に係る条例第6条の規定による条件の付与並びに条例第7条及び第35条の規定による許可の取消しに関すること。

(7) 神戸市船舶給水条例（昭和36年4月条例第7号）第4条の規定による給水の許可に関すること。

(8) 神戸市船舶給水条例第6条の規定による自用船舶給水栓の設置の許可に関すること。

(9) 神戸市船舶給水条例第11条の規定による許可の取消しに関すること。

(10) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可に関すること。

(11) 港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例（平成12年3月条例第83号）第12条の規定による、港湾法第37条第1項の許可の取消しに関すること。

(12) 海岸法（昭和31年法律第101号）

第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可に関すること。

(13) 海岸法第12条第1項及び第2項並びに神戸市海岸保全区域の管理に関する条例（平成12年3月条例第82号）第8条の規定による許可の取消しに関すること。

(14) 須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）第6条第1項の規定による使用の許可及び同条第4項の規定による条件の付与に関すること。

(15) 須磨海岸を守り育てる条例第9条の規定による許可の取消し、使用の制限及び使用の停止に関すること。

(16) 須磨海岸を守り育てる条例第23条第2項の規定による行為の許可に関すること。

第3節 補則

(市長の指示)

第55条 市長は、この章の規定で局室区長（局室長及び区長をいう。以下同じ。）に委任した事務について必要があると認めるときは、局室区長に対し、その取扱いについて指示することができる。

2 局室長は、この章の規定により委

(市長の指示)

第55条 市長は、この規則で局室区長（局室長及び区長をいう。以下同じ。）に委任した事務について必要があると認めるときは、局室区長に対し、その取扱いについて指示することができる。

任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

（読み替え）

第55条の2 第54条の2から第54条の5までの規定により委任された事務を行う場合において、他の規則に当該事務に係る申請書、許可書等の様式の定めがあるときは、当該様式中「神戸市長」とあるのは、受任した局室長と読み替えるものとする。

第70条 [略]

第6章 事業所長等に対する委任

第1節 第1類事業所長に対する委任

（第1類事業所長に対する事務の委任）

第71条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第1類事業所（神戸市事務分掌規則第149条に規定する第1類の事業所をいう。以下同じ。）における消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者

第70条 [略]

の選任に関する事務は、第1類事業
所長（第1類事業所の長をいう。以下
同じ。）に委任する。

（博物館長に対する事務の委任）

第71条の2 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務
は、博物館長に委任する。

(1) 神戸市立博物館条例（昭和57年
3月条例第59号）第4条第5項の
規定に基づいて神戸市立博物館条
例施行規則（令和2年3月規則第
92号）第5条により定める有料区
域に関すること。

(2) 神戸市立博物館条例第9条第1
項、神戸市立小磯記念美術館条例
（平成4年3月条例第50号）第9
条第1項及び神戸ゆかりの美術館
条例（平成18年12月条例第30号）第
9条第1項の規定による施設の特
別利用の許可に関すること。

(3) 神戸市立博物館条例施行規則
（令和2年3月規則第92号）第10
条第1項から第6項までの規定に
よる資料の特別利用及び館外貸出
しの許可に関すること。ただし、館
外貸出しに係る次に掲げるものを
除く。

ア 国宝又は重要文化財を含むも

のの許可

イ 海外への貸出しの許可

ウ 3箇月を超える期間の許可

(4) 神戸市立博物館条例施行規則第10条第7項の規定による条件の付与に関すること。

(5) 神戸市立博物館条例施行規則第11条第3項及び第4項の規定による許可の取消し及び資料の返還に関すること。

(6) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則(令和2年3月規則第94号)第9条第4項から第6項まで及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則(令和2年3月規則第98号)第8条第4項から第6項までの規定による資料の館外貸出しの許可に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国宝又は重要文化財を含むもの

のの許可

イ 海外への貸出しの許可

ウ 3箇月を超える期間の許可

(7) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第9条第7項及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則第8条第7項の規定による条件の付与に関すること(前号の規定により委任

する権限に係るものに限る。)

(8) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第10条第3項及び第4項並びに神戸ゆかりの美術館条例施行規則第9条第3項及び第4項の規定による許可の取消し及び資料の返還に関する事(第6号の規定により委任する権限に係るものに限る。)

(中央図書館長に対する事務の委任)

第71条の3 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、中央図書館長に委任する。

(1) 神戸市立図書館条例施行規則(令和2年3月規則第91号。以下この条において「規則」という。)に規定する館外貸出(団体貸出、郵送貸出を含む。)に関する事(規則第4条第4号に係るものを除く。)

(2) 規則第7条の規定による届出に関する事。

(3) 規則第13条の規定による自動車図書館の巡回に関する事。

(4) 規則第18条の規定による資料の利用に関する相談等に関する事。

(5) 規則第19条の規定による読書活

動を推進する行事に関すること。

(6) 規則第20条の規定による資料の
利用のあっせんに関すること。

(7) 規則第21条の規定による資料の
相互貸借に関すること。

(8) 規則第22条の規定による資料の
寄贈及び寄託に関すること（負担
付きでないものに限る。）。

（建設事務所長に対する事務の委任）

第71条の4 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務
は、建設事務所長に委任する。

(1) 道路法（以下第7号までにおい
て「法」という。）第22条第1項の
規定による工事又は道路の維持の
施行命令に関すること。

(2) 法第24条の規定による道路管理
者以外の者が行う道路の工事及び
維持の承認に関すること。

(3) 法第46条第1項第2号の規定に
よる通行の禁止又は制限に関する
こと（建設事務所が監理する工事
に係るものに限る。）。

(4) 法第58条第1項の規定による費
用の負担に関すること（第1号の
規定により委任する権限に係るも
のに限る。）。

(5) 法第71条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関することのうち、次のいずれかに該当するもの。

ア 第2号の規定により建設事務

所長に委任する承認に係るもの

イ 法第43条の規定に係るもの

ウ 法第46条第1項第2号の規定

（建設事務所が監理する工事に

係るものに限る。）に係るもの

(6) 法第71条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は措置の命令に関すること（第2号の規定により建設事務所長に委任する承認に係るものに限る。）。

(7) 法第95条の2第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（建設事務所が監理する工事又は第3号の規定により委任する権限に係るものに限る。）。

(8) 道路交通法第80条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の

管理者が管理する道路を除く。)であって、建設事務所が監理する工事に係るものに限る。)。

(9) 道路交通法第110条の2第3項の規定による公安委員会との協議に関すること (道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路 (他の管理者が管理する道路を除く。)) であって、建設事務所が監理する工事に係るものに限る。)。

(水環境センター長に対する事務の委任)

第71条の5 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、神戸市下水道条例第21条の規定による公共下水道付近地の掘削の届出に関する事務は、水環境センター長に委任する。

第2節 第2類事業所長に対する委任

(第2類事業所長に対する事務の委任)

第72条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第2類事業所(神戸市事務分掌規則第149条に規定する第2類の事業所をいう。以下同じ。)における消防法第8条の規定による防火管理者の選任に関する事務は、第

2類事業所長（第2類事業所の長をいう。以下同じ。）に委任する。

（小磯記念美術館長に対する事務の委任）

第72条の2 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、小磯記念美術館長に委任する。

(1) 神戸ゆかりの美術館における、消防法第8条の規定による防火管理者の選任に関すること。

(2) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第9条第1項から第3項まで及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則第8条第1項から第3項までの規定による資料の特別利用の許可に関すること。

(3) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第9条第7項及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則第8条第7項の規定による条件の付与に関すること。（前号の規定により委任する権限に係るものに限る。）

(4) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第10条第4項及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則第9条第4項の規定による許可の取消し及び資料の返還に関すること（第2号の規定により委任する権限に係

るものに限る。)。

(公民館長に対する事務の委任)

第72条の3 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)及び神戸市公民館条例施行規則(令和3年3月規則第74号)の規定に基づく市長の事務は、公民館長に委任する。

(農業振興センター所長に対する事務の委任)

第72条の4 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、農業振興センター所長に委任する。

(1) 北区又は西区における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この条において「法」という。)第9条の規定による許可、許可証及び従事者証の交付並びに報告の徴収に関すること(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)により神戸市が処理する事務に限る。)。

(2) 前号の許可に係る法第10条の規定による措置命令及び許可の取消しに関すること。

(3) 法第75条第1項の規定による報告の徴収及び同条第3項の規定による立入検査に関すること（前2号の規定により委任する事務に係るものに限る。）。

(中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に対する事務の委任)

第72条の5 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に委任する。

(1) 神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号。以下この条において「条例」という。）第6条に規定する取扱品目及び部類に関すること。

(2) 条例に規定する届出に関すること（条例第18条、第28条並びに第36条第1項及び第2項に係るものを除く。）。

(3) 条例に規定する報告の受理に関すること（条例第59条第1項に係るものを除く。）。

(4) 条例第12条第2項及び第13条第1項（条例第13条第3項、第24条第2項、第33条第4項及び第52条第

5項において準用する場合を含む。)に規定する保証金に関すること。

(5) 条例第35条に規定する関連事業者に対する業務又は取扱物品の販売についての指示に関すること。

(6) 条例第46条の規定による売買取引の差止め等に関すること。

(7) 条例第49条の規定による売買取引の結果等の公表に関すること。

(8) 条例第52条第1項及び第2項の規定による施設の使用条件の指定及び使用の許可に関すること。

(9) 条例第54条第1項及び第2項の規定による用途変更、転貸及び原状変更の承認に関すること。

(10) 条例第54条第3項の規定による工作物等の除去又は原状回復の命令に関すること。

(11) 条例第55条第2項の規定による市場施設の補修又は費用弁償の命令に関すること。

(12) 条例第56条の規定による指定又は許可の取消し等に関すること。

(13) 条例第57条の規定による市場施設の返還に係る承認に関すること。

(14) 条例第58条の規定による取引参加者に対する指導及び助言に関すること。

(15) 条例第65条の規定による物品の販売その他の営業行為に関すること。

(16) 条例第66条第1項及び第3項の規定による衛生上有害な物品等に関すること。

(17) 条例第67条第1項の規定による市場入場者に対する適当な措置又は入場の制限に関すること。

(18) 条例第67条第2項の規定による搬出入物品及び場内運搬に係る適当な措置又は制限に関すること。

(19) 条例第68条第2項の規定による入場の禁止その他適当な措置に関すること。

(20) 第1号から前号までの規定により委任する許可、認可、承認又は指定に、条例第70条の規定により条件を付すこと。

(21) 神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年5月規則第14号。以下この条において「規則」という。）第3条の規定による臨時休業及び臨時営業の届出に関するこ

と。

(22) 規則第12条第2項の規定による
売買参加章の交付に関するこ
と。

(23) 規則第20条第2項及び第5項
の規定による売買補助参加者に係
る届出並びに同条第3項の規定に
よる売買補助参加者章の交付に関
すること。

(24) 規則第27条の規定による格付
機関の指定に関すること。

(25) 規則第28条の規定による異議
の申出、せり直し及び再入札に関
すること。

(26) 規則第33条の規定による物品
の卸売に係る場所の指定に関する
こと。

(27) 規則第49条第1項の規定によ
る市場施設の返還に係る確認に関
すること。

(28) 規則第52条の規定による市場
からの退去の命令又は市場への入
場の禁止に関すること。

(29) 規則第53条の規定による健康
診断その他の指示に関すること。

(30) 規則第54条の規定による自動
車の規制に関すること。

(31) 規則第56条の規定による使用
人の届出に関すること。

(32) 規則第58条の規定による掲示
事項に関すること。

第3節 補則

(市長の指示)

第73条 市長は、この章の規定で事業
所長（第1類事業所長及び第2類事
業所長をいう。以下同じ。）に委任し
た事務について必要があると認める
ときは、事業所長に対し、その取扱い
について指示することができる。

2 事業所長は、この章の規定により
委任を受けた事務を、神戸市事務分
掌規則第221条の規定による専決の
例により、その指揮監督する所属職
員に専決させるものとする。ただし、
事業所長が別段の定めをしたもの
は、この限りでない。

(読み替え)

第74条 この章の規定により委任され
た事務を行う場合において、他の規
則に当該事務に係る申請書、許可書
等の様式の定めがあるときは、当該
様式中「神戸市長」とあるのは、この
章の規定により受任した事業所長と
読み替えるものとする。

第7章 [略]

第6章 [略]

第75条、第76条 [略]	第71条、第72条 [略]
第8章 [略]	第7章 [略]
第77条、第78条 [略]	第73条、第74条 [略]
第9章 [略]	第8章 [略]
第79条 [略]	第75条 [略]

(公印規則の一部改正)

第2条 神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2（第3条、第10条関係）						別表第2（第3条、第10条関係）					
様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
26	[略]	[略]	[略]	経済観光局西農業振興センター及び北農業振興センターにおいて行う農用地及び農業経営に関する証明事務	[略]	26	[略]	[略]	[略]	経済観光局西農業振興センター及び北農業振興センターにおいて行う農用地及び農業経営に関する証明事務並びに有害鳥獣に関する事務	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第4（第5条、第10条関係）						別表第4（第5条、第10条関係）					
様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	73の3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の4	公園管理専用建設局長の印	隷書	方24	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下この表において「規則」という。）第54条の2第1項第3号から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権	建設局公園部管理課及び王子動物園	73の4	公園管理専用建設局長の印	隷書	方24	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下この表において「規則」という。）第54条の2第1項第3号から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権	建設局公園部管理課及び王子動物園

				限に属する事務（建設事務所の所管に属するものを除く。）	
73の5	道路管理専用建設局長の印	隸書	方24	規則第54条の4第1号から第6号までに規定する事務	建設局道路管理課
73の6	建設局建設事務所専用建設局長の印	隸書	方24	規則第54条の2第1項第3号から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権限に属する事務（建設事務所の所管に属するものに限る。）	建設局各建設事務所
73の7	下水道管理専用建設局長の印	隸書	方24	規則第54条の4第7号から第13号までに規定する事務	建設局下水道部経営企画課及び各水環境センター管理課
73の8	港湾管理専用港湾局長の印	隸書	方24	港湾局神戸港管理事務所において行う次に掲げる事務 (1) 規則第54条の2第1項第1号及び第2号に規定する事務のうち、港湾局長の権限に属するもの (2) 規則第54条の5に規定する事務	神戸港管理事務所

様式73の3の次に次の5様式を加える。

様式73の4

公 園 管 理
神 戸 市 建 設 局 長 之 印
事 務 専 用

様式73の5

道 路 管 理
神 戸 市 建 設 局 長 之 印
事 務 専 用

様式73の6

建 設
神 戸 市 建 設 局 長 之 印
事 務 所 専 用

様式73の7

下 水 道 管 理
神 戸 市 建 設 局 長 之 印
事 務 専 用

様式73の8

港 湾 管 理
神 戸 市 港 湾 局 長 之 印
事 務 所 専 用

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第81号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条— <u>第9条の2</u>)	第1章 総則(第1条— <u>第9条</u>)
第2章～第15章 [略]	第2章～第15章 [略]
附則	附則
(出納員その他の会計職員)	(出納員その他の会計職員)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 審査出納員は、別表第1各号の表 審査出納員の欄に掲げる者をもつて 充て、所管会計管理者等の命を受け て電子情報処理組織(所属長の使用 に係る電子計算機と承認を受ける者	3 審査出納員は、別表第1各号の表 審査出納員の欄に掲げる者をもつて 充て、所管会計管理者等の命を受け て電子情報処理組織(所属長の使用 に係る電子計算機と承認を受ける者

又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて計算のうえ作成された旅費条例(昭和27年7月条例第45号)第4条第1項に規定する旅行命令(教育委員会事務局総務部教職員課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。)、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

4～10 [略]

(収支に関する書類の記載及び金額の改定等)

第6条 納税通知書、納入通知書又は納付書若しくは払込書(以下「納税通知書等」という。)及び支出命令書その他収入又は支出に関する書類は、文字を明確に記載しなければならない。

2 [略]

3 支出命令書の科目及び金額並びに債権者の住所及び氏名は、改定し、

又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて計算のうえ作成された旅費条例(昭和27年7月条例第45号)第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務(教育委員会事務局総務部教職員課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を含む。)をつかさどる。

4～10 [略]

(収支に関する書類の記載及び金額の改定等)

第6条 納税通知書、納入通知書又は納付書若しくは払込書(以下「納税通知書等」という。)及び支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書(以下「支出命令書等」という。)

その他収入又は支出に関する書類は、文字を明確に記載しなければならない。

2 [略]

3 支出命令書等の科目及び金額並びに債権者の住所及び氏名は、改定し、

又は加筆してはならない。ただし、
所管会計管理者等において承認した
ものは、この限りでない。

4 [略]

(相手方登録の承認)

第8条の2 会計室会計課長は、会計
事務の簡素化を促進し、支払金の確
実かつ迅速な執行を図るため、あら
かじめ、各所属の申請により、相手
方となりうる者の住所、氏名、電話
番号、振込先その他必要な事項の登
録を承認することができる。

(財務会計システムによる予算及び
会計事務)

第9条の2 この規則に規定する神戸
市財務会計システム（本市の予算及
び会計事務について事務処理を行う
ための情報システムをいう。以下「財
務会計システム」という。）を利用
してする事ができる事務処理は、原
則として財務会計システムにより行
うものとする。

2 神戸市情報通信技術を活用した行

又は加筆してはならない。ただし、
所管会計管理者等において承認した
ものは、この限りでない。

4 [略]

(債権者登録)

第8条の2 会計室会計課長は、会計
事務の簡素化を促進し、支払金の確
実かつ迅速な執行を図るため、あら
かじめ、債権者となりうる者の住所、
氏名、振込先、債権者番号その他必
要な事項を登録するものとする。

2 支出担当者は、前項の登録（以下
「債権者登録」という。）を行うた
め、債権者となりうる者に対し、債
権者登録申請書の提出を求めなけれ
ばならない。

政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）第6条第1項の規定により書面等（同条例第2条第3号に規定する書面等をいう。以下同じ。）の作成又は保存に代えて当該書面等に係る電磁的記録（同条例第2条第5号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は保存を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を財務会計システム又は本市若しくは本市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うことができる。

3 この規則において書面等により行うこととされている送付、決議、提出、添付、報告、通知その他予算及び会計に係る事務処理のうち書面等により行う必要がないものについては、財務会計システム又は電子情報処理組織（本市又は本市の機関の使用に係る電子計算機相互間を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

（要求書）

第10条 部局の長は、毎会計年度その所管に係る予算要求書（以下この章

（要求書）

第10条 部局の長は、毎会計年度その所管に係る予算要求書（以下この章

において「要求書」という。)及び
附属書類を作成し、行財政局長の指
定する期日までに、行財政局長に送
付しなければならない。

2 [略]

3 部局の長は、要求書において予算
科目又は事業の新設又は変更を要す
るときは、行財政局長に依頼し、そ
の承認を受けなければならない。

(歳出予算の配当等)

第19条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により、配当したと
き、配分又は再配分したときは予算
配当通知書を所管会計管理者等に送
付しなければならない。

8 [略]

(予備費の使用)

第24条 部局の長は、予備費の使用を
必要とするときは、行財政局長に要
求しなければならない。

において「要求書」という。)及び
附属書類を作成し、行財政局長の指
定する期日までに、その都度指定す
る部数を行財政局長に送付しなけれ
ばならない。

2 [略]

3 部局の長は、要求書において予算
科目又は事業の新設又は変更を要す
るときは、あらかじめ歳入・歳出科
目事業新設変更登録依頼書兼通知書
により行財政局長に依頼し、その承
認を受けなければならない。

(歳出予算の配当等)

第19条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により、配当したと
きは予算配当一覧表(全市)を、掌
理課別予算を決定したときは予算配
当一覧表(掌理課別)を、配分した
ときは配分額通知書を、再配分した
ときは再配分額通知書を所管会計管
理者等に送付しなければならない。

8 [略]

(予備費の使用)

第24条 部局の長は、予備費の使用を
必要とするときは、予備費使用要求
書を行財政局長に送付しなけれ
ばならない。

2 [略]

(納付書等)

第30条 [略]

2 施行令第155条に規定する口座振替の方法による歳入の納付(以下「口座振替の方法による納付」という。)は、納付書又は納付書の内容を記録した電磁的記録によつて行う。

3 [略]

(支出命令の手続)

第39条 支出の命令は、支出命令書により行なう。

2 支出命令書は、支出担当者が、支出決議にもとづいて発行する。

3 [略]

(支出命令書の作成方法)

第40条 支出命令書は、歳出科目及び債権者ごとに作成しなければならない。

(請求書)

第42条 支出命令書には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しな

2 [略]

(納付書等)

第30条 [略]

2 施行令第155条に規定する口座振替の方法による歳入の納付(以下「口座振替の方法による納付」という。)は、納付書又は納付書の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつて行う。

3 [略]

(支出命令の手続)

第39条 支出の命令は、支出命令書等により行なう。

2 支出命令書等は、支出担当者が、支出決議にもとづいて発行する。

3 [略]

(支出命令書等の作成方法)

第40条 支出命令書等は、歳出科目及び債権者ごとに作成しなければならない。

(請求書)

第42条 支出命令書には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しな

なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 会計管理者が特に必要があると認める前2項の請求書又は前項の委任状については、別段の取扱いをすることができる。

(支出命令書の送付)

第44条 支出担当者は、支出命令書を作成したときは、これを所管会計管理者等に送付するものとする。

2 [略]

(支出命令書の審査)

第44条の2 前条第1項の規定により支出命令書の送付を受けた所管会計管理者等は、当該支出命令書を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を示して支出命令書を当該支出担当者に返さなければならない。

(1) [略]

(2) 支出命令書又はその附属書類の内容に過誤があるときその他の支

なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 支出担当者は、債権者登録された債権者に対しては、請求書に債権者番号を記載するよう求めなければならない。

4 会計管理者が特に必要があると認める前3項の請求書又は第2項の委任状については、別段の取扱いをすることができる。

(支出命令書等の送付)

第44条 支出担当者は、支出命令書等を作成したときは、これを所管会計管理者等に送付するものとする。

2 [略]

(支出命令書等の審査)

第44条の2 前条第1項の規定により支出命令書等の送付を受けた所管会計管理者等は、当該支出命令書等を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を示して支出命令書等を当該支出担当者に返さなければならない。

(1) [略]

(2) 支出命令書等又はその附属書類の内容に過誤があるときその他の

出負担行為に係る債務が確定していることが確認できないとき。

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(31) [略]

(32) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（次号において「コロナウイルス感染症」という。）に係る臨時の予防接種を行うに当たり、医療機関に対して支払う委託料。

(33) コロナウイルス感染症対策に係る給付金、補助金及び交付金であつて市長が特に認めるもの

2～5 [略]

(支払の方法)

第54条 債権者に対する支払は、所管会計管理者等が債権者の領収証書を支出命令書と照合して、誤りのないことを確かめた上、小切手を振り出し、又は指定金融機関若しくは指定

支出負担行為に係る債務が確定していることが確認できないとき。

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(31) [略]

(32) 予防接種法附則第7条第1項の規定による予防接種を行うに当たり、医療機関に対して支払う委託料

(33) 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付金、補助金及び交付金であつて市長が特に認めるもの

2～5 [略]

(支払の方法)

第54条 債権者に対する支払は、所管会計管理者等が債権者の領収証書を支出命令書等と照合して、誤りのないことを確かめた上、小切手を振り出し、又は指定金融機関若しくは指

代理金融機関に支払通知書（第87条第1項の規定により別に定められた帳簿をいう。以下同じ。）を交付して行う。

2、3 [略]

（所管会計管理者等の所管外歳出の取扱い）

第58条 [略]

2 前項に規定する場合のほか、支出命令書の移送を要するときは、交付簿を添えなければならない。

（振替手続）

第61条 振替収支の整理は、決議を起し、振替に関係のある部局に合議しなければならない。

2、3 [略]

（控除徴収）

第62条 [略]

2 [略]

3 前2項の場合の支出命令書には、払込書を添えなければならない。

（公金の取扱い）

第79条 [略]

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、所管会計管理者等の支払通知書によらなければ公金の支払をする

定代理金融機関に支出命令書等を交付して行う。

2、3 [略]

（所管会計管理者等の所管外歳出の取扱い）

第58条 [略]

2 前項に規定する場合のほか、支出命令書等の移送を要するときは、交付簿を添えなければならない。

（振替手続）

第61条 振替収支の整理は、その必要の生じた部局において決議を起し、振替に関係のある部局に合議しなければならない。

2、3 [略]

（控除徴収）

第62条 [略]

2 [略]

3 前2項の場合の支出命令書等には、払込書を添えなければならない。

（公金の取扱い）

第79条 [略]

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、所管会計管理者等の支出命令書等によらなければ公金の支払をす

ことができない。

- 3 指定金融機関等における公金の取扱細目については、指定金融機関の事務取扱いに関する契約書及び別に定めるところによる。

(帳簿の様式)

第87条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず財務会計システムで作成される帳簿は、財務会計システムで規定する様式をこの規則に規定する帳簿の様式とする。

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企画調整課男女共同参画センター	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局地域整備推進課	[略]	[略]	

ことができない。

- 3 指定金融機関等における公金の取扱細目については、指定金融機関の事務取扱いに関する契約書及び公金事務取扱要綱の定めるところによる。

(帳簿の様式)

第87条 [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局企画調整課男女共同参画センター	[略]		
企画調整局参画推進課	担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局地域整備推進課	[略]	[略]	
都市局用地活用推進課	担当係	事務	

[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2)～(4) [略]

別表第6 (第87条関係)

様式	様式の 名称	関係条 文	備考
第1号 様式か ら第7 号様式 まで	削除		

用推進課	長	担当 者	
都市局工務課	係長	事務 担当 者	
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2)～(4) [略]

別表第6 (第87条関係)

	様式の 名称	関係条 文	備考
第1号 様式	予算配 当一覽 表(掌 理課別 歳入)	第19条	
第1号 の2様 式	予算配 当一覽 表(掌 理課別 歳出)	第19条	
第2号 様式	配分決 議書兼 通知書	第19条	第19条関係の 再配分決議書 兼通知書は、 この様式に準 ずる。
第3号 様式及	削除		

				び第4号様式			
				第5号様式	歳出予算流用調書	第23条	
				第6号様式	流用決議書兼通知書	第23条	第24条関係の予備費充用要求決議書兼通知書は、この様式に準ずる。
				第7号様式	予備費使用要求書	第24条	
				第7号の2様式	繰越明許費決議書	第25条	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第10号の2様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。歳入徴収者が個別業務システム（特定の業務に対応するために開発された情報システムであつて、この規則	第10号の2様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。 <u>企画調整局デジタル戦略部が歳入徴収者の依頼により本市の予算及び会計事務について事務処理を行うための</u>

により作成することとされている書類を作成することが可能であるものをいう。(以下同じ。)
 により作成する場合であつて、第10号の4様式により作成することが困難なときに用いることができるものとする。

情報システムである神戸市財務会計システム(以下「財務会計システム」という。)
 により一括して作成する場合及び歳入徴収者が個別業務システム(特定の業務に対応するために開発された情報システムであつて、この規則により作成することとされている書類を作成することが可能であるものをいう。以下同じ。)により作成する場合に用いるものとする。第9条及び第30条関係の納付

							書並びに第9条、第32条及び第62条関係の払込書は、この様式に準ずる。
第10号の3様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。歳入徴収者が個別業務システムにより作成する場合であつて、第10号の4様式により作成することが困難なときに用いることができるものとする。	第10号の3様式	[略]	[略]	一般用・戻入用とする。第10号の2様式を用いる場合以外に用いるものとする。第9条及び第30条関係の納付書並びに第9条、第32条及び第62条関係の払込書は、この様式に準ずる。
第10号の4様式	納入通知書	第9条及び第27条	一般用・戻入用とする。第9条及び第30条関係の納付書並びに第9条、第32条及び第62条関係の払込書は、この様式に準				

			ずる。
[略]	[略]	[略]	[略]
第18号 様式	削除		
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
第18号 様式	支出命令書	第39条、第68条及び第73条	財務会計システムにより作成する場合に用いるものとする。
第18号 の2様式	支出負担行為兼支出命令書	第39条	財務会計システムにより作成する場合に用いるものとする。
第18号 の3様式		第39条、第68条及び第73条	個別業務システムにより作成する場合に用いるものとする。
第18号 の4様式	請求書	第42条	集合命令用とする。
第18号 の5様式	請求書	第42条	口座振替用とする。
第18号 の6様式	請求書	第42条	窓口払用とする。
[略]	[略]	[略]	[略]

第20号 様式及 び第21 号様式	削除			第20号 様式	前渡金 (概算 払)支 払精算 書	第48条 及び第 50条	
[略]	[略]	[略]		第21号 様式	前渡金 (概算 払)精 算報告 書	第48条 及び第 50条	
第28号 様式	削除			第28号 様式	振替決 議書兼 命令書	第60条	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第1号様式から第7号の2様式までを次のように改める。

第1号様式から第7号様式まで 削除

第10号の3様式中

「

納入者氏名	を
様	

」

「

--

に、

様

」

「

取りまとめ金融機関
三井住友銀行神戸公務部 大阪貯金事務センター (郵便番号 539-8794)

を

」

「

取りまとめ金融機関

に

」

改める。

第10号の3様式の次に次の1様式を加える。

第10号の4様式（第9条及び第27条関係）

原 符 (公)

口座番号	01160-8-960001	加入者名	神戸市会計管理者
納入者住所氏名	様		
内容			
年度	市区	収納方法	収入区分
納付書番号			
発行課			
予算課			
金額	円		
納期限	年 月 日	領収日付印	

(受付店・局保存) 01160-8-960001 (2)

領 収 済 通 知 書 (公)

口座番号	01160-8-960001	加入者名	神戸市会計管理者
納入者住所氏名	様		
内容			
年度	市区	収納方法	収入区分
納付書番号			
発行課			
予算課			
金額	円		
納期限	年 月 日	領収日付印	
取りまとめ金融機関			
この領収済通知書は電子計算機が読み取りますから、汚さないように大切に取扱ってください。			

(加入者保存) 01160-8-960001 (2)

納入通知書兼領収証書(納付書・払込書) (公)

口座番号	01160-8-960001	加入者名	神戸市会計管理者
納入者住所氏名	様		
内容			
年度	市区	収納方法	収入区分
納付書番号			
発行課			
予算課			
金額	円		
上記の金額を	年 月 日	領収日付印	
までに納めてください。			
年 月 日			
神戸市	長	印	
上記の金額を領収しました。			

(納入者保管)この領収証書は5年間保管してください。(2)

第18号様式から第18号の6様式までを次のように改める。

第18号様式 削除

第20号様式及び第21号様式を次のように改める。

第20号様式及び第21号様式 削除

第28号様式を次のように改める。

第28号様式 削除

(物品会計規則の一部改正)

第2条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出納の通知)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、神戸市財務会計システム(市の予算及び会計事務について事務処理を行うための情報システムであつて、市長が管理するものをいう。以下「財務会計システム」という。)において決裁を行つた物品の出納にあつては、</u></p>	<p>(出納の通知)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

物品管理者の財務会計システムでの
決裁をもつて別表第2に定める出納
通知書に代えるものとする。この場
合において、当該出納については、
別表第2に定める出納通知書により
行われたものとみなして、次条、第
14条及び第15条の規定を適用する。

(物品管理簿の記載)

第8条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、財務会
計システムにおいて決裁を行つた場
合は、財務会計システムにおける物
品管理者の決裁をもつて備品取得等
決議書により決裁を行つたものとみ
なす。

3 第1項の交付の場合には、物品の
保管者を明らかにしておかなければ
ならない。

(帳簿及び書類の様式)

第18条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、財務会
計システムにおける帳票等は、別表
第3に定める帳簿及び書類とみな
す。

(物品管理簿の記載)

第8条 [略]

2 前項の交付の場合には、物品の保
管者を明らかにしておかなければな
らない。

(帳簿及び書類の様式)

第18条 [略]

第5号様式中

「 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 神戸市 品名 備品番号 取得 局課名 </div> 」	を	「 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 神戸市 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備品番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">局室区名・課名</td> </tr> </table> </div> 」	品名		備品番号		取得日		局室区名・課名		に
品名											
備品番号											
取得日											
局室区名・課名											

改める。

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の種類) 第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。 (1) [略]	(手数料の種類) 第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。 (1) [略]

(2) [略]	(2) 神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）の規定による手数料 (3) [略]
---------	---

第4条 神戸市収入証紙条例施行規則（昭和39年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の種類）</u></p> <p>第2条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（同条例第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。）による手数料（次の各号に掲げる手数料を除く。）の徴収については、収入証紙による収入の方法による。</p>	<p><u>（手数料の種類）</u></p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第24号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、</p>

ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。

(1) 高等学校における修学、学業成績等に関する証明手数料

(2) 保健所における証明手数料（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）

(3) 中央卸売市場における証明手数料

(4) 農業振興センターにおける証明手数料

(5) 農業委員会における証明手数料

(6) 地域協働局住民課及び行財政局税務部における証明手数料

(7) 区役所総務部、北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課における証明手数料

（納付の手続）

第3条 前条の手数料は、その金額に相当する収入証紙を申請書にはり付けて納付しなければならない。

第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。）による手数料。ただし、高等学校における修学、学業成績等に関する証明手数料、保健所における証明手数料（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）、中央卸売市場における証明手数料、農業振興センターにおける証明手数料、農業委員会における証明手数料、地域協働局住民課及び行財政局税務部における証明手数料並びに区役所総務部、北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課における証明手数料を除く。

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第3項の規定による手数料

（納付の手続）

第3条 前条の各号に掲げる手数料は、その金額に相当する収入証紙を申請書にはり付けて納付しなければならない。

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正）

第5条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月

規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(要求書の作成)</p> <p>第107条 部局の長は、毎会計年度その所管に係る予算要求書(以下「要求書」という。)及び附属書類を作成し、行財政局長の指定する期日までに、行財政局長に送付しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p><u>第116条 削除</u></p> <p>(予備費)</p> <p>第120条 部局の長は、予備費の使用を必要とするときは、行財政局長に<u>要</u>求しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第9(第125条関係)</p>	<p>(要求書の作成)</p> <p>第107条 部局の長は、毎会計年度その所管に係る予算要求書(以下「要求書」という。)及び附属書類を作成し、行財政局長の指定する期日までに、<u>その都度指定する部数</u>を行財政局長に送付しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p><u>(資金の配付)</u></p> <p><u>第116条 行財政局長は、部局の長に対して資金の配付を行う。</u></p> <p>(予備費)</p> <p>第120条 部局の長は、予備費の使用を必要とするときは、<u>予備費使用要求書</u>を行財政局長に<u>送付</u>しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第9(第125条関係)</p>

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略] 第22号	[略] [略]	[略] [略]	[略]
	予定支出 流用調書	第119条	神戸市会計規則第23条に規定する歳出予算の流用に関し、同規則第87条第2項の規定による様式に準ずる。
	予備費使用要求書	[略]	神戸市会計規則第24条に規定する予備費の使用に係る要求に関し、同規則第87条第2項の規定による様式に準ずる。

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略] 第22号	[略] [略]	[略] [略]	[略]
	資金配布 通知書	第115条	神戸市会計規則第4号様式に準ずる。
	予定支出 流用調書	第118条	神戸市会計規則第5号様式に準ずる。
	予備費使用要求書	[略]	神戸市会計規則第7号様式に準ずる。
第23号	予備費 充用／流 用／通知 書	第119条	

第23号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の神戸市会計規則第45条第32号の規定は、令和4年12月9日から適用する。ただし、第4条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市会計規則第3条第3項、第9条の2及び第87条第2項の規定は、令和5年度以降の年度分の予算及び会計事務について適用し、令和4年度分までの予算及び会計事務については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の神戸市物品会計規則第5号様式による備品番号票は、施行の日前に使用を開始した備品については、これを使用せず、なお従前の例によることができる。
- 4 前項の規定は、神戸市物品会計規則別表第3の規定により第5号様式に準ずるものとされている借用物品番号票について準用する。
- 5 第3条の規定による改正前の神戸市収入証紙条例施行規則第2条第2号に規定する手数料の徴収については、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 第4条の規定による改正前の神戸市収入証紙条例施行規則第2条に規定する手数料の徴収については、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

神戸市告示第57号

令和5年第1回定例会市会で令和5年3月22日議決された令和4年度神戸市一般会計補正予算及び令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算並びに令和5年度神戸市一般会計予算、令和5年度神戸市市場事業費予算、令和5年度神戸市食肉センター事業費予算、令和5年度神戸市国民健康保険事業費予算、令和5年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、令和5年度神戸市駐車場事業費予算、令和5年度神戸市農業集落排水事業費予算、令和5年度神戸市市街地再開発事業費予算、令和5年度神戸市営住宅事業費予算、令和5年度神戸市介護保険事業費予算、令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費予算、令和5年度神戸市空港整備事業費予算、令和5年度神戸市公債費予算、令和5年度神戸市下水道事業会計予算、令和5年度神戸市新都市整備事業会計予算、令和5年度神戸市港湾事業会計予算、令和5年度神戸市自動車事業会計予算、令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算、令和5年度神戸市水道事業会計予算及び令和5年度神戸市工業用水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和5年4月10日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,235,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ962,509,196千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 221,001,832	千円 856,951	千円 221,858,783
	1 負担金	170,226,245	856,951	171,083,196
19 県支出金		70,053,506	278,476	70,331,982
	1 負担金	39,724,188	278,476	40,002,664
21 寄附金		3,890,928	100,000	3,990,928
	1 寄附金	3,890,928	100,000	3,990,928
歳入合計		961,273,769	1,235,427	962,509,196

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 64,875,799	千円 100,000	千円 64,975,799
	2 企画費	7,994,683	100,000	8,094,683
4 民生費		320,195,890	1,513,902	321,709,792
	2 生活保護費	75,577,749	400,000	75,977,749
	4 障害者福祉費	67,634,721	1,113,902	68,748,623
16 予備費		519,906	△ 378,475	141,431
	1 予備費	519,906	△ 378,475	141,431
歳出合計		961,273,769	1,235,427	962,509,196

令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,456,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,109,162千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険 収 入		千円 156,653,157	千円 1,456,005	千円 158,109,162
	2 県 支 出 金	108,481,877	1,456,005	109,937,882
歳 入 合 計		156,653,157	1,456,005	158,109,162

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険費		千円 156,653,157	千円 1,456,005	千円 158,109,162
	2 保 険 給 付 費	105,743,995	1,456,005	107,200,000
歳 出 合 計		156,653,157	1,456,005	158,109,162

令和5年度神戸市一般会計予算

令和5年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ879,397,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		314,926,291
	1 市民税	150,203,107
	2 固定資産税	119,088,412
	3 軽自動車税	1,970,610
	4 市たばこ税	9,917,776
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	288,324
	7 事業所税	9,580,291
	8 都市計画税	23,877,770
2 地方譲与税		4,680,709
	1 地方揮発油譲与税	1,410,000
	2 自動車重量譲与税	2,285,000
	3 特別とん譲与税	435,103
	4 航空機燃料譲与税	350,000
	5 石油ガス譲与税	29,000
	6 森林環境譲与税	171,606
3 利子割交付金		141,607
	1 利子割交付金	141,607
4 配当割交付金		2,731,937
	1 配当割交付金	2,731,937
5 株式等譲渡所得割交付金		1,802,437
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,802,437
6 分離課税所得割交付金		322,000
	1 分離課税所得割交付金	322,000
7 法人事業税交付金		4,085,056
	1 法人事業税交付金	4,085,056
8 地方消費税交付金		38,202,777
	1 地方消費税交付金	38,202,777
9 ゴルフ場利用税交付金		341,863
	1 ゴルフ場利用税交付金	341,863
10 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
11 環境性能割交付金		548,000
	1 環境性能割交付金	548,000
12 軽油引取税交付金		6,461,000
	1 軽油引取税交付金	6,461,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 地方特例交付金		1,630,000
	1 地方特例交付金	1,630,000
14 地方交付税		79,664,000
	1 地方交付税	79,664,000
15 交通安全対策特別交付金		422,000
	1 交通安全対策特別交付金	422,000
16 分担金及負担金		809,306
	1 負担金	809,046
	2 分担金	260
17 使用料及手数料		14,115,125
	1 使用料	9,123,715
	2 手数料	4,991,410
18 国庫支出金		174,884,651
	1 負担金	154,844,692
	2 補助金	19,365,348
	3 委託金	674,611
19 県支出金		60,842,602
	1 負担金	39,531,278
	2 補助金	18,601,833
	3 委託金	2,709,491
20 財産収入		10,129,475
	1 財産運用収入	2,047,760
	2 財産売却収入	4,597,129
	3 基金収入	3,484,586
21 寄附金		4,066,616
	1 寄附金	4,066,616
22 繰入金		27,811,395
	1 特別会計繰入金	1,032,923
	2 基金繰入金	26,778,472
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		46,523,147
	1 納付金	4,030,493
	2 措置費等受入	6,208,224
	3 事業収入	616,776
	4 受託事業収入	533,297
	5 貸付金元利収入	14,731,056

(単位：千円)

款	項	金額
	6 過年度収入	66,541
	7 雑 入	20,336,760
25 市 債		84,256,000
	1 市 債	84,256,000
歳 入	合 計	879,397,996

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,070,852
	1 議 会 費	2,070,852
2 総 務 費		63,929,547
	1 総 務 費	45,334,352
	2 企 画 費	9,195,592
	3 徴 税 費	3,985,656
	4 財産管理費	2,761,436
	5 選 挙 費	733,450
	6 人事委員会費	232,174
	7 監査委員費	298,226
	8 庁舎等建設費	1,388,661
3 市 民 費		19,582,292
	1 市 民 費	17,750,075
	2 施設整備費	1,832,217
4 民 生 費		299,256,523
	1 民生総務費	26,321,611
	2 生活保護費	76,594,620
	3 こども家庭費	104,907,292
	4 障害者福祉費	71,665,265
	5 老人福祉費	8,942,869
	6 国民年金費	289,988
	7 民生施設整備費	10,534,878
5 衛 生 費		43,874,962
	1 衛生総務費	16,070,825
	2 公衆衛生費	25,972,958
	3 環境衛生費	1,831,179
6 環 境 費		21,714,829
	1 環境総務費	9,975,627
	2 環境保全費	418,072
	3 廃棄物処理費	8,794,717
	4 環境施設整備費	2,526,413
7 商 工 費		8,444,249
	1 商工振興費	7,058,744
	2 貿易観光費	1,385,505
8 農 政 費		4,266,278
	1 農業委員会費	167,530
	2 農政総務費	1,738,899

(単位：千円)

款	項	金額
	3 生産振興費	2,037,758
	4 農林土木費	322,091
9 土木費		48,101,806
	1 土木総務費	5,421,255
	2 道路橋梁費	2,521,471
	3 道路橋梁整備費	20,227,761
	4 公園緑地費	5,459,904
	5 公園緑地整備費	4,503,735
	6 河川砂防費	2,759,585
	7 海岸保全費	1,593,095
	8 港湾防災費	5,615,000
10 都市計画費		19,783,353
	1 都市計画総務費	16,089,647
	2 都市改造事業費	107,813
	3 再開発事業費	839,219
	4 街路事業費	2,746,674
11 住宅費		5,343,219
	1 住宅総務費	5,343,219
12 消防費		19,582,783
	1 消防費	19,582,783
13 教育費		122,828,335
	1 教育総務費	8,600,029
	2 教育振興費	1,426,493
	3 幼稚園費	2,072,149
	4 小学校費	46,763,938
	5 中学校費	25,458,519
	6 高等学校費	5,601,158
	7 特別支援学校費	8,035,405
	8 高等専門学校費	1,678,049
	9 看護大学費	1,070,536
	10 外国語大学費	1,073,772
	11 社会教育費	1,853,581
	12 体育保健費	6,110,744
	13 学校建設費	12,564,368
	14 教育施設整備費	519,594
14 災害復旧費		1
	1 災害復旧費	1

(単位：千円)

款	項	金額
15 諸支出金		199,418,967
	1 繰出金	191,201,612
	2 過年度支出	1,700,000
	3 雑出	6,517,355
16 予備費		1,200,000
	1 予備費	1,200,000
歳出	合計	879,397,996

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
通報一次対応コールセンター運用	令和5～8年度	240,000
KOBEぽすと運用	令和5～8年度	34,000
ネットモニターシステム運用	令和5～6年度	5,000
行政事務センター運営費	令和5～10年度	5,000,000
グループウェア等構築・運用	令和5～6年度	19,000
働き方改革推進事業	令和5～6年度	3,000
電子契約システム	令和5～9年度	8,000
情報セキュリティ対策事業	令和5～6年度	3,310
ICTガバナンスの推進事業	令和5～6年度	12,623
基幹系業務システム標準化事業	令和5～7年度	17,118
統合ヘルプデスク運用	令和5～6年度	26,000
庁内ICT環境再構築	令和5～8年度	330,000
次期サーバ仮想化基盤構築・運用	令和5～9年度	1,072,000
ペーパーレス推進事業(庁内無線LAN)	令和5～6年度	10,000
次期ネットワーク構築・運用	令和5～13年度	3,226,000
行政手続きスマート化	令和5～7年度	114,000
マイナンバーカード交付関連業務	令和5～8年度	1,843,000
マイナンバーカード交付円滑化	令和5～8年度	1,157,000
王子公園再整備アドバイザー業務委託	令和5～6年度	34,000
神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト	令和5～6年度	12,000
令和5年度神戸医療産業都市推進機構損失補償	令和5～6年度	3,300,000
令和5年度地方債証券共同発行連帯債務	令和5～15年度	1,075,000,000 外に利息相当額
(仮称)歴史公文書館整備	令和5～7年度	1,115,000
庁舎等借上料	令和5～10年度	530,000
市役所本庁舎1号館改修	令和5～6年度	127,000
総務事務効率化事業	令和5～9年度	973,000
区役所等総合窓口運営	令和5～8年度	171,000
区役所繁忙期対策	令和5～6年度	8,000
区役所改革推進事業	令和5～9年度	1,223,000
戸籍総合システム端末借上料	令和5～9年度	82,000
税務事務人材派遣等	令和5～6年度	101,000
税務業務委託	令和5～9年度	340,000
北須磨支所移転	令和5～6年度	213,400
東灘区文化センター他4施設ESCO事業	令和5～21年度	416,000
北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区の活性化	令和5～7年度	550,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧トーマス住宅耐震改修	令和5～6年度	200,000
新垂水図書館整備	令和5～6年度	1,492,000
新三宮図書館整備	令和5～7年度	13,600
博物館特別展	令和5～6年度	74,000
ポートアイランドスポーツセンター再整備	令和5～23年度	16,890,000
スポーツ施設改修	令和5～7年度	295,000
文化施設改修	令和5～6年度	703,000
小磯記念美術館改修	令和5～6年度	285,000
図書館改修	令和5～6年度	6,000
公民館改修	令和5～6年度	43,000
令和5年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和5～15年度	4,000
令和5年度住宅改修資金貸付損失補償	令和5～15年度	2,000
垂水年金会館管理委託	令和5～7年度	120,000
就労支援関連業務委託	令和5～7年度	118,000
レセプトデータ分析等業務委託	令和5～7年度	11,000
社会福祉施設改修	令和5～6年度	101,000
しあわせの村老朽改修	令和5～6年度	203,000
公設民営施設改修等	令和5～6年度	70,000
公用車リース	令和5～10年度	9,000
健康科学研究所屋上改修	令和5～6年度	48,000
斎場墓園整備	令和5～6年度	189,000
鶴越斎場アドバイザー業務	令和5～6年度	13,000
こべっこウェルカムプレゼント事業	令和5～6年度	60,000
西部療育センター送迎バス運行業務	令和5～12年度	458,000
学童保育コーナー運営(舞多聞)	令和5～9年度	281,000
放課後児童支援認定資格研修事業	令和5～8年度	14,000
おやこふらっとひろば運営(東灘ほか)	令和5～7年度	111,000
施設型給付費・補助金等申請支援システム構築・運用	令和5～10年度	66,000
福祉医療費助成事業	令和5～6年度	4,000
愛垂児童館解体	令和5～6年度	29,000
若葉学園改修工事	令和5～7年度	204,000
保育所等老朽改築	令和5～7年度	250,000
妊婦健康診査費用助成事業	令和5～7年度	206,000
乳幼児健康診査事業	令和5～6年度	21,000
新生児聴覚検査助成事業	令和5～7年度	10,000
産婦健康診査費用助成事業	令和5～7年度	13,000
事業系一般廃棄物指定袋作成	令和5～6年度	87,000
水素ステーション整備費補助	令和5～6年度	50,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般廃棄物搬入手数料キャッシュレス決済対応	令和5～6年度	2,000
布施畑埋立処分地改修	令和5～6年度	53,000
淡河環境センター改修	令和5～6年度	179,000
港島クリーンセンター建設・設備管理	令和5～18年度	60,000
東クリーンセンター基幹的設備改良工事	令和5～9年度	11,133,000
西クリーンセンター改修	令和5～6年度	249,000
妙賀山クリーンセンター改修	令和5～6年度	49,000
布施畑破碎選別施設改修	令和5～6年度	352,000
高松作業所改修	令和5～6年度	19,000
苅藻島クリーンセンター改修	令和5～6年度	103,000
落合クリーンセンター改修	令和5～6年度	2,000
ごみ収集車両更新	令和5～6年度	307,000
事業所改修	令和5～6年度	77,000
神戸市産業振興センターVAV空調システム部品交換工事	令和5～6年度	22,000
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和5～6年度	7,000
神戸ファッションマート改修	令和5～6年度	202,000
中小企業投資促進等助成制度	令和5～6年度	180,000
神戸摩耶ロッジ解体	令和5～6年度	202,000
老朽危険等家屋対策	令和5～6年度	35,000
須磨海づり公園再整備	令和5～6年度	480,000
漁港施設機能強化事業	令和5～6年度	221,000
令和5年度神戸市道路公社債務保証	令和5～15年度	2,079,000
異常高温対策	令和5～6年度	2,500
建設事務所整備	令和5～6年度	40,000
令和5年度道路改良	令和5～7年度	1,792,000
トンネル照明LED化ESCO事業	令和5～14年度	100,000
令和5年度道路補修	令和5～7年度	8,000
令和5年度橋梁整備	令和5～6年度	900,000
令和5年度交通安全施設整備	令和5～8年度	3,444,000
令和5年度街路樹管理	令和5～7年度	270,000
令和5年度指定管理(海浜公園)	令和5～23年度	635,000
令和5年度河川改修	令和5～6年度	109,000
令和5年度市有林内山腹崩壊対策	令和5～7年度	300,000
令和5年度街路築造	令和5～7年度	650,000
令和5年度動物園事業	令和5～6年度	2,000
新バスターミナル周辺デッキ整備	令和5～9年度	2,333,000
本庁舎2号館再整備事業における施設整備に係るモニタリング	令和5～10年度	157,000
連絡ロビー・エネルギー施設建設	令和5～6年度	2,300,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東町線上空通路建設工事	令和5～6年度	370,000
旧兵庫商業高校校舎解体	令和5～6年度	200,000
公用自動車賃貸借	令和5～10年度	4,000
三宮連絡地下道換気設備等改修	令和5～6年度	3,000
デュオ施設維持保全	令和5～6年度	40,000
生田筋地下通路地上出入口改修	令和5～6年度	13,000
キャナルタウン広場・運河管理業務	令和5～7年度	35,000
空家空地初動対応業務委託	令和5～7年度	64,000
神戸港高潮対策緊急事業(六甲アイランド)	令和5～6年度	1,300,000
神戸港高潮対策緊急事業(ポートアイランド)	令和5～6年度	1,200,000
消防団施設等整備	令和5～6年度	135,000
消防指令・情報システム再構築	令和5～6年度	7,000
消防署所待機室個室化等改修	令和5～6年度	50,000
防災活動車両等充実強化	令和5～6年度	341,000
起震車更新	令和5～6年度	67,000
灘消防署建替	令和5～8年度	2,752,000
特別支援学校通学対策	令和5～12年度	152,000
学校給食費収納管理業務	令和5～6年度	23,000
垂水共同調理場給食配送業務	令和5～7年度	54,000
北共同調理場給食配送業務	令和5～8年度	109,000
令和5年度小学校給食業務委託	令和5～9年度	784,000
神戸市学校給食献立作成等システム	令和5～10年度	5,000
中学校給食調理等業務	令和5～11年度	4,854,000
垂水小学校過密化対策	令和5～7年度	2,407,000
神戸祇園小学校グラウンド一体化整備	令和5～6年度	269,000
春日野小学校改築	令和5～8年度	4,722,000
令和5年度学校ICT環境整備	令和5～12年度	123,000
令和5年度学校ICT環境拡充整備	令和5～12年度	99,000
総合教育センター改修	令和5～6年度	75,000
学校給食共同調理場施設整備	令和5～6年度	9,000
令和5年度給食センター整備運営事業	令和5～22年度	17,965,000
		外に金利変動等に伴う額

第3表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,987,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	2,537,000			
保健衛生施設整備事業	432,000			
埋立処分地建設事業	654,000			
環境工場整備事業	1,371,000			
事業所等整備事業	84,000			
道路整備事業	11,968,000			
公園整備事業	2,074,000			
河川整備事業	1,776,000			
海岸保全事業	829,000			
港湾防災事業	5,615,000			
自然災害防止事業	463,000			
区画整理事業	1,079,000			
街路事業	5,135,000			
住宅建設事業	129,000			
消防施設整備事業	1,934,000			
学校教育施設整備事業	5,579,000			
社会教育施設整備事業	3,813,000			
危機管理対策事業	164,000			
庁舎等整備事業	2,446,000			
区総合庁舎整備事業	355,000			
文化施設等整備事業	4,008,000			
商工施設等整備事業	1,447,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農政施設整備事業	150,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができない。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
漁業施設整備事業	647,000			
農業基盤整備事業	129,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,830,000			
高速鉄道事業会計出資金	3,713,000			
高速鉄道事業会計補助金	431,000			
水道事業会計出資金	585,000			
臨時財政対策債	19,892,000			

令和5年度神戸市市場事業費予算

令和5年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,112,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	中央卸売市場整備事業	512,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		2,181,970
	1 使用料及手数料	1,427,675
	2 諸 収 入	754,295
2 県支出金		6,081
	1 補 助 金	6,081
3 繰入金		412,718
	1 他会計繰入金	412,718
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市 債		512,000
	1 市 債	512,000
歳 入 合 計		3,112,770

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		2,715,842
	1 職 員 費	431,874
	2 運 営 費	1,437,916
	3 施設整備費	846,052
2 繰出金		393,928
	1 他会計へ繰出金	393,928
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		3,112,770

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本場施設再整備（卸売場棟・仲卸売場棟）	令和5～6年度	85,000
本場施設整備（予防保全工事）	令和5～6年度	129,000

令和5年度神戸市食肉センター事業費予算

令和5年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ969,485千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	268,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		258,448
	1 使用料及手数料	165,575
	2 諸 収 入	92,873
2 繰入金		443,037
	1 他会計繰入金	443,037
3 市 債		268,000
	1 市 債	268,000
歳 入 合 計		969,485

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		848,807
	1 職 員 費	76,842
	2 運 営 費	503,965
	3 施設整備費	268,000
2 繰出金		118,678
	1 他会計へ繰出金	118,678
3 予備費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		969,485

令和5年度神戸市国民健康保険事業費予算

令和5年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,687,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		151,687,076
	1 国民健康保険料	27,928,314
	2 国庫支出金	89,616
	3 県支出金	107,121,519
	4 繰入金	16,228,379
	5 繰越金	1
	6 諸収入	319,247
歳 入	合 計	151,687,076

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険費		151,687,076
	1 事務費	2,502,070
	2 保険給付費	104,324,219
	3 国民健康保険事業費納付金	43,109,200
	4 保健事業費	1,174,561
	5 諸支出金	547,026
	6 予備費	30,000
歳 出	合 計	151,687,076

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成	令和5～6年度	92,000
レセプト点検等業務	令和5～7年度	122,000
保健事業	令和5～7年度	44,000

令和5年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和5年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		191,000
	1 繰入金	4,000
	2 繰越金	46,395
	3 諸収入	140,605
歳 入	合 計	191,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		191,000
	1 貸付金	185,121
	2 貸付諸費	5,879
歳 出	合 計	191,000

令和5年度神戸市駐車場事業費予算

令和5年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,029,978千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1,029,977
	1 使用料及手数料	941,760
	2 諸収入	88,217
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	1,029,978

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		1,027,978
	1 運営費	1,027,978
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	1,029,978

令和5年度神戸市農業集落排水事業費予算

令和5年度神戸市農業集落排水事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,394,316千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	農業集落排水処理施設建設事業	204,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		119,872
	1 使用料及手数料	119,872
2 県支出金		149,500
	1 補助金	149,500
3 繰入金		920,944
	1 繰入金	920,944
4 市 債		204,000
	1 市 債	204,000
歳 入 合 計		1,394,316

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		608,372
	1 施設整備費	388,596
	2 運営費	219,776
2 諸支出金		784,944
	1 他会計へ繰出金	784,944
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,394,316

令和5年度神戸市市街地再開発事業費予算

令和5年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,832,273千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	市街地再開発事業	133,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		148,431
	1 負担金	148,431
2 財産収入		1,051,870
	1 財産運用収入	951,860
	2 財産売却収入	100,010
3 繰入金		2,498,970
	1 繰入金	2,498,970
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 市債		133,000
	1 市債	133,000
歳 入 合 計		3,832,273

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		406,606
	1 市街地再開発事業費	406,606
2 市街地再開発管理事業費		3,415,667
	1 市街地再開発管理事業費	799,418
	2 他会計へ繰出金	2,616,249
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,832,273

令和5年度神戸市営住宅事業費予算

令和5年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,908,348千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	4,001,000千円
	市営住宅管理事業	2,512,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		12,254,932
	1 国庫支出金	4,408,090
	2 財産収入	1,244,508
	3 繰入金	2,601,333
	4 繰越金	1
	5 市債	4,001,000
2 市営住宅管理事業収入		18,653,416
	1 分担金及負担金	115,191
	2 使用料及手数料	12,062,319
	3 国庫支出金	2,018,544
	4 財産収入	89,397
	5 繰入金	319,670
	6 繰越金	1
	7 諸収入	1,536,294
	8 市債	2,512,000
歳 入 合 計		30,908,348

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		12,254,932
	1 市営住宅建設事業費	12,254,932
2 市営住宅管理事業費		18,643,416
	1 市営住宅管理事業費	9,829,759
	2 他会計へ繰出金	8,813,657
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		30,908,348

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度公営住宅等建替等	令和5～8年度	4,446,000
令和5年度公営住宅等改修	令和5～7年度	2,926,000
令和5年度民間借上市営住宅戸別返還業務	令和5～8年度	14,000
令和5年度借上公営住宅(継続)	令和5～6年度	98,600

令和5年度神戸市介護保険事業費予算

令和5年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,159,962千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		29,234,951
	1 介護保険料	29,234,951
2 国庫支出金		37,784,547
	1 国庫負担金	25,561,516
	2 国庫補助金	12,223,031
3 県支出金		21,862,115
	1 県負担金	20,362,133
	2 県補助金	1,499,982
4 支払基金交付金		40,174,914
	1 支払基金交付金	40,174,914
5 繰 入 金		27,049,398
	1 一般会計繰入金	24,712,758
	2 基金繰入金	2,336,640
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		54,036
	1 諸 収 入	54,036
歳 入	合 計	156,159,962

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		4,360,870
	1 総 務 費	4,360,870
2 保険給付費		141,310,511
	1 保険給付費	141,310,511
3 地域支援事業費		10,386,183
	1 地域支援事業費	10,386,183
4 基金積立金		51,306
	1 基金積立金	51,306
5 諸支出金		49,092
	1 諸支出金	49,092
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	156,159,962

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成	令和5～6年度	82,000
介護保険システム再構築	令和5～7年度	2,863,000

令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,047,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業収入		44,047,178
	1 後期高齢者医療保険料	20,668,484
	2 国庫支出金	59,400
	3 繰入金	22,899,268
	4 繰越金	1
	5 諸収入	420,025
歳 入 合 計		44,047,178

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		44,047,178
	1 事務費	299,785
	2 納付金	43,697,147
	3 諸支出金	47,246
	4 予備費	3,000
歳 出 合 計		44,047,178

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成	令和5～6年度	4,000

令和5年度神戸市空港整備事業費予算

令和5年度神戸市空港整備事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,333,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	空港整備事業	2,950,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業収入		10,333,302
	1 県支出金	252,725
	2 財産収入	445,000
	3 繰入金	6,685,577
	4 市 債	2,950,000
歳 入 合 計		10,333,302

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業費		10,333,302
	1 空港整備事業費	10,332,302
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,333,302

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸空港基本施設整備	令和5～6年度	2,000,000

令和5年度神戸市公債費予算

令和5年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,584,281千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		216,646,281
	1 他会計繰入金	172,497,736
	2 基金繰入金	44,148,545
2 市 債		59,938,000
	1 市 債	59,938,000
歳 入 合 計		276,584,281

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		276,584,281
	1 公債費	276,584,281
歳 出 合 計		276,584,281

令和5年度神戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水及びし尿処理

下水処理量	1日平均	490,874立方メートル
し尿処理量	1日平均	83立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	73,093立方メートル
雨水排除量	年間	10,085,373立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	35,000,306千円
第1項	営業収益	24,645,355千円
第2項	営業外収益	10,354,951千円

支 出

第1款	下水道事業費	35,355,882千円
第1項	営業費用	32,727,939千円
第2項	営業外費用	2,575,791千円
第3項	特別損失	22,152千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,936,244千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	20,626,385千円
第1項	企 業 債	11,198,000千円
第2項	国 庫 支 出 金	5,980,845千円
第3項	他 会 計 繰 入 金	135,140千円
第4項	財 産 収 入	1,000千円
第5項	基 金 繰 入 金	2,800,000千円
第6項	雑 収 入	511,400千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	34,562,629千円
第1項	建 設 改 良 費	24,624,728千円
第2項	基 金 造 成 費	1,000千円
第3項	企 業 債 等 償 還 金	9,906,901千円
第4項	予 備 費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処 理 場 運 営 (令和5年度)	令和5～10年度	1,553,108千円
管 渠 維 持 管 理 (令和5年度)	令和5～8年度	140,220千円
事 業 運 営 (令和5年度)	令和5～10年度	2,751千円
汚 水 幹 枝 線 布 設 (令和5年度)	令和5～11年度	6,892,000千円
雨 水 幹 枝 線 布 設 (令和5年度)	令和5～7年度	189,000千円
処 理 場 建 設 (令和5年度)	令和5～8年度	4,548,162千円
ポ ン プ 場 建 設 (令和5年度)	令和5～6年度	25,000千円
処 理 施 設 等 整 備 (令和5年度)	令和5～7年度	2,364,460千円
流 域 下 水 道 (令和5年度)	令和5～34年度	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	11,198,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,372,906千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	千円 3,040,645	西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場 玉津処理場	土木建築機械電気設備工事 場内整備・機械電気設備工事 設計業務・土木工事 設計業務
ポンプ場建設	2,163,810	魚崎ポンプ場 新東川崎ポンプ場	機械電気設備工事 土木機械電気設備工事
汚水幹枝線布設	7,645,500	東灘処理区 ポートアイランド処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区 計	16,630m 360m 22,830m 3,650m 6,520m 2,270m 1,140m 1,050m 54,450m
雨水幹枝線布設	3,565,604	東灘排水区 東部排水区 中部排水区 西部排水区 鈴蘭台排水区 垂水排水区 武庫川排水区 計	374m 2,546m 3,535m 383m 2,585m 2,655m 10m 12,088m
流域下水道	182,358	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	8,026,811	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
合計	24,624,728		

令和5年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却量	134,200平方メートル
ポートアイランド(第2期)	31,000平方メートル
西神住宅第2団地	8,000平方メートル
ひよどり台第2期住宅団地	32,700平方メートル
押部谷第2団地	3,300平方メートル
神戸複合産業団地	56,600平方メートル
神戸流通業務団地	2,300平方メートル
完成団地	300平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 新都市整備事業収益	14,190,000千円
第1項 営業収益	13,389,000千円
第2項 営業外収益	800,000千円
第3項 特別利益	1,000千円

支 出

第1款 新都市整備事業費	13,929,000千円
第1項 営業費用	13,503,000千円
第2項 営業外費用	325,000千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,295,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的収入		5,306,000千円
第1項	財産収入		1,000千円
第2項	受託工事収入		961,000千円
第3項	国庫支出金		85,000千円
第4項	雑収入		4,259,000千円
		支 出	
第1款	資本的支出		19,601,000千円
第1項	建設改良費		8,570,000千円
第2項	投資		53,000千円
第3項	企業債償還金		10,878,000千円
第4項	予備費		100,000千円

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、第2条に含むものとする。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
土地造成事業	千円 6,319,000	ポートアイランド（第2期）事業	3,677,742千円
		ポートアイランド沖事業	1,239,090千円
		六甲アイランド事業	136,728千円
		西神住宅団地事業	481,256千円
		西神住宅第2団地事業	79,413千円
		神戸研究学園都市事業	6,180千円
		ひよどり台第2期住宅団地事業	1,030千円
		押部谷第2団地事業	1,545千円
		神戸複合産業団地事業	694,986千円
		神戸流通業務団地事業	1,030千円
関連事業	2,082,000	建設改良部門職員の給料、職員手当等	519,598千円
		建設利息	10,070千円
		宅地関連公共施設等整備	1,298,543千円
		土地購入	100,000千円
		その他雑支出	153,789千円
完成土地整備	169,000	完成団地の整備	169,000千円
合計	8,570,000		

令和5年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	55,000,000トン
物揚場	170,000トン
埠頭用地	
専用	180,000,000平方メートル
一般	46,000,000平方メートル
港湾幹線道路	7,000,000台
入港料対象船舶	150,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専用	35,000,000平方メートル
一般	33,000,000平方メートル
荷役機械	400回/30分
船舶給水	160,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	25,710,000千円
第1項 営業収益	15,757,355千円
第2項 営業外収益	8,731,645千円
第3項 特別利益	1,221,000千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,503,000千円
第1項 営業収益	1,970,948千円
第2項 営業外収益	432,052千円

第3項	特別利益	100,000千円
	計	28,213,000千円
支 出		
第1款	港湾管理事業費	24,373,000千円
第1項	営業費用	22,400,148千円
第2項	営業外費用	1,972,352千円
第3項	特別損失	500千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,425,000千円
第1項	営業費用	3,038,209千円
第2項	営業外費用	31,454千円
第3項	特別損失	355,337千円
第3款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	27,848,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,296,146千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	42,805,103千円
第1項	企業債	10,885,500千円
第2項	他会計繰入金	12,755,642千円
第3項	他会計補助金	6,602,356千円
第4項	国庫支出金	1,945,666千円
第5項	県支出金	121,925千円
第6項	財産収入	3,347,000千円
第7項	組入金	3,770,426千円
第8項	雑収入	3,376,588千円
支 出		
第1款	資本的支出	59,101,249千円
第1項	建設改良費	18,655,793千円
第2項	投資	20,726,536千円
第3項	企業債等償還金	19,668,920千円
第4項	予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
みなとシステム改修 (令和5年度)	令和5～6年度	56,000千円
ポートアイランド5号上屋撤去 (令和5年度)	令和5～6年度	70,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	10,885,500千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,657,389千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	42,000m ²	譲 渡

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 3,190,832	新港西地区防波堤整備 ウォーターフロント地区夜間景観整備 等
港湾環境整備	1,697,000	六甲アイランド緑地改修 ポートアイランド（第2期）西緑地改修 等
港湾直轄事業費 負担金	5,196,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	3,159,852	ポートアイランド（第2期）道路整備・付帯工事 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	4,602,127	ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	155,000	港湾用地購入
関連建設改良	654,982	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合計	18,655,793	

令和5年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	161,772両	442両
運 転 キ ロ	16,406,609km	44,827km
輸 送 人 員	54,440,798人	148,747人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）1,008,000千円を借り入れる。

		収 入
第1款	自動車事業収益	10,735,652千円
第1項	営 業 収 益	9,378,984千円
第2項	営 業 外 収 益	1,356,668千円
		支 出
第1款	自動車事業費	11,678,188千円
第1項	営 業 費 用	11,387,560千円
第2項	営 業 外 費 用	190,628千円
第3項	予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額151,782千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,590,551千円
第1項	企 業 債	1,058,000千円
第2項	補 助 金	191,483千円
第3項	他 会 計 繰 入 金	339,940千円
第4項	財 産 収 入	1,128千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,742,333千円
第1項	建 設 改 良 費	1,249,645千円
第2項	企 業 債 償 還 金	391,560千円
第3項	投 資	1,128千円
第4項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和5年度)	令和5～6年度	30,000千円
自動車事業建設 (令和5年度)	令和5～7年度	1,758,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業 特別減収対策	1,058,000千円 1,008,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,464,499千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 572,352	路線バス購入
工具器具備品購入	7,879	車両整備用器具購入
建物建設工事	201,313	バス停留所設置工事等
車両改良工事	42,970	ドライブレコーダー更新等
建物改良工事	145,037	営業所改修等
機械装置改良工事	280,094	排水処理機改修等
合計	1,249,645	

令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1 日平均
運 転 車 両 数	66,964両	183両
運 転 キ ロ	22,379,103km	61,145km
輸 送 人 員	103,103,664人	281,704人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	25,871,643千円
第1項 営 業 収 益	21,466,523千円
第2項 営 業 外 収 益	4,405,120千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	30,183,906千円
第1項 営 業 費 用	28,025,687千円
第2項 営 業 外 費 用	2,058,219千円
第3項 予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,391,817千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	23,298,162千円
第1項	企 業 債	15,018,000千円
第2項	出 資 金	3,713,000千円
第3項	補 助 金	4,048,783千円
第4項	財 産 収 入	19,380千円
第5項	基 金 繰 入 金	108,000千円
第6項	雑 収 入	390,999千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	33,689,979千円
第1項	建 設 改 良 費	19,546,079千円
第2項	企 業 債 償 還 金	12,971,581千円
第3項	投 資	350,379千円
第4項	保 証 金 返 還 金	108,000千円
第5項	他 会 計 繰 出 金	513,940千円
第6項	予 備 費	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (令和5年度)	令和5～6年度	129,540千円
高速鉄道事業建設 (令和5年度)	令和5～8年度	11,667,034千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道事業 特例債	14,503,000千円 515,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,422,901千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 18,681,732	可動式ホーム柵設置工事、新長田駅大規模改修工事、北神線増備車製造、板宿駅大規模改修工事、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等
付帯事業建設	864,347	西神中央百貨店ビル外壁改修工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等
合計	19,546,079	

令和5年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量 | 167,551,000立方メートル |
| 一日平均給水量 | 457,790立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 822,666戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	37,989,915千円
第1項 営業収益	33,530,405千円
第2項 営業外収益	4,178,207千円
第3項 特別利益	281,303千円

支 出

第1款 水道事業費	35,134,090千円
第1項 営業費用	34,351,112千円
第2項 営業外費用	738,611千円
第3項 特別損失	14,367千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,807,045千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	5,080,088千円
第1項	固定資産売却代金	755,194千円
第2項	工事負担金	1,001,444千円
第3項	国庫補助金	481,537千円
第4項	一般会計補助金	7,932千円
第5項	一般会計繰入金	594,007千円
第6項	基金収入	70,000千円
第7項	基金繰入金	2,165,217千円
第8項	貸付金返還金	4,757千円

支 出

第1款	資本的支出	22,887,133千円
第1項	建設改良費	20,930,360千円
第2項	企業債償還金	1,773,009千円
第3項	貸付金	4,757千円
第4項	投資	70,000千円
第5項	繰出金	9,007千円
第6項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (令和5年度)	令和5～7年度	424,642千円
水道施設新設・取替・改良工事 (令和5年度)	令和5～8年度	12,050,000千円
お客さま受付センター運営委託 (令和5年度)	令和5～10年度	1,022,974千円
修繕受付センター運営委託 (令和5年度)	令和5～7年度	211,496千円
上ヶ原浄水場再整備 (令和5年度)	令和5～23年度	14,601,449千円
奥畑妙法寺連絡管整備 (令和5年度)	令和5～8年度	2,866,839千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和5年度)	令和5～15年度	11,110千円
財務会計システム再構築・運用 (令和5年度)	令和5～11年度	441,683千円

土地借上料 (令和5年度)	令和5～14年度	18,567千円
総括出納取扱金融機関手数料等 (令和5年度)	令和5～14年度	3,762千円
道路掘削占用申請委託 (令和5年度)	令和5～7年度	44,792千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,804千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 8,238,180	上ヶ原浄水場再整備事業、千苅浄水場中央監視施設更新、 テレメーター設備更新工事、奥畑-妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	9,570,262	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～900ミリメートル 延長 41.0キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	493,760	団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	2,628,158	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
合計	20,930,360	

令和5年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| (1) 年間給水量 | 15,647,392立方メートル |
| 一日平均給水量 | 42,752立方メートル |
| (2) 給水工場数 | 73工場 |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	1,797,737千円
第1項 営業収益	1,668,005千円
第2項 営業外収益	129,622千円
第3項 特別利益	110千円

支 出

第1款 工業用水道事業費	1,850,845千円
第1項 営業費用	1,722,825千円
第2項 営業外費用	97,920千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額722,328千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	131,716千円
第1項	企業債	120,000千円
第2項	工事負担金	5,500千円
第3項	国庫補助金	6,000千円
第4項	一般会計補助金	216千円

支 出

第1款	資本的支出	854,044千円
第1項	建設改良費	603,352千円
第2項	償還金	220,692千円
第3項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令和5年度)	令和5～6年度	198,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	120,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,464千円である。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取浄配水施設 改良工事	千円 541,245	工業用水道配水管更新工事等
固定資産費	62,107	メーター等の購入費
合計	603,352	

神戸市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先

氏名又は名称	住 所
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪府大阪市北区角田町8番7号
株式会社ダイエー	大阪府茨木市横江2丁目7番52号
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1丁目38番1号
株式会社ライフコーポレーション	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9番27号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225番地1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
株式会社八百竹	神戸市北区桂木2丁目1番地の10
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
一般財団法人日本老人福祉財団神戸ゆうゆうの里	神戸市北区鳴子3丁目1番地の2
兵庫六甲農業協同組合	神戸市北区有野中町2丁目12番13号
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
タカラ食販岩岡店	神戸市西区岩岡町岩岡616番地30
株式会社ミツウロコプロビジョンズ	東京都中央区京橋3丁目1番1号
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社リノ	神戸市灘区鹿ノ下通1丁目3番2号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社グッドライフ	神奈川県藤沢市鵠沼東2番3号
中野 寿敏	神戸市中央区中山手通8丁目5番20号

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

神戸市告示第59号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車	令和5年3月7日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車	令和5年3月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車	令和5年3月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 36台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車	令和5年3月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車	令和5年3月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和5年3月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車	令和5年3月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車	令和5年3月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車	令和5年3月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第60号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和5年3月6日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 11台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3台	令和5年3月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	甲南山手駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 5台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 7台	令和5年3月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲道駅周辺	自転車 12台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 8台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車 0台	令和5年3月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和5年3月22日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	新在家駅周辺	自転車 3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 7台	令和5年3月22日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所	J R住吉駅周辺	自転車	1 台	令和5年3月23日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	深江駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	0 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
稗原保管所	灘区管内	自転車	47 台	令和5年3月27日
灘区上河原通1丁目1番	自転車等長期放置	原動機付自転車	4 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
魚崎浜保管所	東灘区管内	自転車	34 台	令和5年3月28日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	岡本駅周辺	自転車	1 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		

神戸市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル6階
ソニーペイメントサービス株式会社
代表取締役 中村 英彦
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
クレジットカード決済を利用して納付する施設使用料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和5年3月20日

神戸市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

明石市桜町12番25号

向山徹

2 委託期間

令和5年4月25日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第 63 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年3月7日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年3月23日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 9 台	令和5年3月28日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年3月14日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和5年3月14日	

神戸市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、胃がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、子宮頸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、肺がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、乳がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1)神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2)神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 堀本 仁士

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大腸がん検診料の徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 深谷 隆

(2) 神戸市中央区海岸通1番地

兵庫県厚生農業協同組合連合会

代表理事会長 福本 博之

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第69号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 50 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月3日	
	中央区長期放置	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月11日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46 台 原動機付自転車 1 台	令和5年3月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月17日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 44 台 原動機付自転車 1 台	令和5年3月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月23日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月27日	
	中央区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月28日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
		自転車 0 台 原動機付自転車 0 台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 0 台	令和5年3月1日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
駐輪場内	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 2 台		
兵庫区長期放置	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23 台 原動機付自転車 1 台	令和5年3月7日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 1 台	
	駐輪場内	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	令和5年3月8日	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台
令和5年3月10日	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	令和5年3月13日	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26 台 原動機付自転車 0 台
令和5年3月16日	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	令和5年3月17日	兵庫区長期放置	自転車 12 台 原動機付自転車 1 台
令和5年3月23日	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	令和5年3月24日	兵庫区長期放置	自転車 24 台 原動機付自転車 1 台
令和5年3月28日	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	令和5年3月29日	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台

神戸市告示第70号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、小野浜公園、遠矢浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園(球技場及びテニスコートに限る)、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市須磨区緑台

公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号

苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号

オリックス野球クラブ株式会社

代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、海浜公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

東京都千代田区大手町1丁目7番2号

須磨海浜公園パークマネジメント組織

代表団体 株式会社サンケイビル

代表取締役社長 飯島 一暢

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 委託契約の相手方の氏名及び住所
公益財団法人 神戸市スポーツ協会
会長 國井 総一郎
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年4月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年5月9日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸26号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番537地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番544地先まで	60.0	6.00
市道	高丸陸27号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番522地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番530地先まで	60.0	6.00
市道	高丸陸28号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番507地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番515地先まで	60.0	6.00

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年4月7日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区舞多聞西3丁目1番1号 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年4月10日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
鳴子1丁目14番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鳴子1丁目14番190 他
- 3 縦覧期間
令和5年4月10日から同年5月10日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市垂水区旭が丘二丁目66-7、66-9）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和5年3月31日第R4-16号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和5年4月10日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小東山複合商業施設

神戸市垂水区多聞町字小東山 868 番 753 他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社万代	大阪市生野区小路東3丁目10番13号	代表取締役 加藤 徹
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社万代	大阪市生野区小路東3丁目10番13号	代表取締役 阿部 秀行
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良

3 変更した年月日及び理由

平成28年4月1日

株式会社万代の代表者にあっては、令和3年10月28日付変更届出において、変更前の代表取締役の氏名を誤って記載し届出していたため。

4 届出年月日

令和5年3月2日

5 縦覧期間

令和5年4月25日から令和5年8月25日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド神戸和田岬店・ニトリ神戸和田岬店
神戸市兵庫区吉田町1丁目32番7 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ヤマダ電機テックランド神戸兵庫店・ニトリ神戸兵庫店
神戸市兵庫区吉田町1丁目32番7 外

(変更後)

テックランド神戸和田岬店・ニトリ神戸和田岬店
神戸市兵庫区吉田町1丁目32番7 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11	代表取締役 山田 昇
株式会社ニトリ	札幌市手稲区新発寒6条1丁目5番80号	代表取締役 似鳥 昭雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 山田 昇
株式会社ニトリホールディングス	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	代表取締役 似鳥 昭雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11	代表取締役 山田 昇
株式会社ニトリ	札幌市手稲区新発寒6条1丁目5番80号	代表取締役 似鳥 昭雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 上野 善紀
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	代表取締役 似鳥 昭雄

3 変更の年月日

2 (1)については、平成15年9月19日

2 (2)については株式会社ヤマダホールディングスの名称は令和2年10月1日、住所は平成20年7月1日。株式会社ニトリホールディングスの名称は平成22年8月21日、住所は平成24年10月1日。

2 (3)については株式会社ヤマダデンキの名称は令和2年10月1日、住所は平成20年7月1日、代表者は令和4年4月1日。株式会社ニトリの名称は平成22年8月21日、住所は平成24年10月1日。

4 変更する理由

2 (1)については、正式店舗名称の決定のため。

2 (2)については、商号変更及び本社移転のため。

3 (3)については、新たに店舗運営会社設立に伴う小売業者、代表者の変更及び本社移転のため。

5 届出年月日

令和5年3月16日

6 縦覧期間

令和5年4月25日から令和5年8月25日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市選告示第2号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年4月10日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

東灘区選挙区

神戸市東灘区西岡本6丁目5番29-402号	外海 開三
神戸市東灘区西岡本6丁目4番24-106号	上畠 寛弘
神戸市東灘区渦森台2丁目15番407号	岩佐 健矢
神戸市東灘区御影塚町3丁目3番5-401号	南野 裕子
神戸市東灘区住吉宮町2丁目17番21-615号	大野 陽平
神戸市東灘区深江本町3丁目9番1-408号	辻 康裕
神戸市東灘区御影中町2丁目8番3号 ハイツ旭 207号	矢野 浩慈
神戸市東灘区魚崎北町2丁目4番11-305号	松本 則子
神戸市東灘区岡本4丁目9番30-218号	西 理

灘区選挙区

神戸市灘区森後町3丁目5番27-1101号	吉田 健吾
神戸市灘区上河原通2丁目3番11号 上河原ハイツ 302号	川口 賢
神戸市灘区国玉通2丁目2番8号 まどかビル2階東	諫山 大介
神戸市灘区深田町4丁目1番1-2306号	浅井 美佳
神戸市灘区弓木町3丁目2番19号	味口 俊之
神戸市灘区備後町2丁目1番4号	高瀬 勝也

中央区選挙区

神戸市中央区海岸通28番地 BELISTA神戸旧居留地1603号	河南 忠一
神戸市中央区中山手通7丁目4番11-501号	野町 圭一
神戸市中央区日暮通1丁目3番11-1号 宝星ハイツ 101	三木 慎二郎
神戸市中央区山本通2丁目2番11-1号	萩原 泰三
神戸市中央区港島中町3丁目2番地の1 ポートアイランド団地62棟207号	栗原 富夫
神戸市中央区山本通5丁目3番15-603号	横畑 和幸

兵庫区選挙区

神戸市兵庫区金平町2丁目1番51号	菅野 吉記
神戸市兵庫区中道通1丁目4番26-505号	村上 立真
神戸市兵庫区松本通6丁目3番2-302号	岩谷 栄成
神戸市兵庫区御崎本町1丁目1番6-405号	山田 鈴子
神戸市兵庫区菊水町3丁目1番3-306号	平野 達司

北区選挙区

神戸市北区星和台6丁目14番地の11	五島 大亮
神戸市北区谷上西町25番5-206号	山本 憲和
神戸市北区山田町下谷上字砂川19番地	伊藤 めぐみ
神戸市北区日の峰3丁目7番地の4	徳山 敏子
神戸市北区桂木2丁目5番地の12	上原 みなみ
神戸市北区唐櫃台1丁目35番9-202号	堂下 豊史
神戸市北区ひよどり台5丁目4番地 26棟304号	朝倉 越子
神戸市北区八多町上小名田1673番地	坊 恭寿
神戸市北区日の峰3丁目3番地の3	植中 雅子

長田区選挙区

神戸市長田区大塚町1丁目7番17号	平井 真千子
神戸市長田区林山町1番地の1 デメテル高取台1103号	坂口 有希子
神戸市垂水区清玄町8番地の3	長澤 淳一
神戸市長田区日吉町5丁目4番5号	森本 真

須磨区選挙区

神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地104番地の74 リベール須磨妙法寺202号	門田 まゆみ
神戸市須磨区行幸町4丁目4番31号	住本 一礼
神戸市須磨区友が丘1丁目109番地	木戸 貞一
神戸市須磨区道正台1丁目1番3-2407号	松本 周二
神戸市須磨区多井畑南町22番地の15	大井 敏弘
神戸市須磨区離宮西町2丁目5番16-408号	村野 誠一
神戸市須磨区西落合5丁目17番9号	前田 明

垂水区選挙区

神戸市垂水区塩屋町3丁目12番30号	佐藤 町子
神戸市垂水区大町1丁目2番10号	川内 清尚
神戸市垂水区天ノ下町1番1-1003号	細谷 典功
神戸市須磨区竜が台1丁目9番地の1 3号棟701号	原 直樹
神戸市垂水区つつじが丘7丁目11番地の11	壬生 潤
神戸市垂水区舞子坂3丁目18番19-201号	岡田 裕二
神戸市垂水区塩屋町671番地の125 アンビエントジェームス山一番館1503号	白國 高太郎
神戸市垂水区本多聞5丁目1番110-405号	赤田 勝紀
神戸市垂水区本多聞7丁目12番6号	平野 章三

西区選挙区

神戸市西区前開南町1丁目5番24-102号

神戸市西区伊川谷町有瀬1325番地の3 112号

神戸市西区竹の台5丁目2番地の10

神戸市西区玉津町今津575番地の4

神戸市西区井吹台東町3丁目23番地の8

神戸市須磨区禅昌寺町1丁目2番4号

神戸市西区春日台1丁目24番地の3

神戸市西区伊川谷町前開1280番地の1

神戸市西区神出町東100番地

神戸市西区春日台5丁目8番地の9

黒田 武志

川島 由美

松尾 稔枝

加地 幸夫

吉田 謙治

森田 多希子

山下 展成

宮田 公子

坊池 正

香川 真二